保育施設のための

社会福祉施設・事業者

総合補償制度

保育施設にとって必要な **9つの補償制度** をご用意

企業主導型保育所（園）も対象施設になります!!

保育施設におけるさまざまな事故や賠償責任を補償します。

施設の賠償責任

利用者への見舞金

役職員のケガ

9つの補償制度から施設のニーズに合わせて、自由に組み合わせてご加入いただけます。

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

保育施設のための
社会福祉施設・事業者総合補償制度は保育施設の運営を9つの補償で支えます。

この制度は大阪府社会福祉協議会（大阪府社協）の会員様を加入対象としています。
地域に密着した事故サービス体制も充実しており、スムーズな事故処理が可能です。
また、保育施設におけるさまざまなニーズに合わせて、9つの補償制度を自由に組み合わせる事ができます。
保育施設のための社会福祉施設・事業者総合補償制度のメリットを知っていただき、保育施設の運営にお役立てください。

目　次

保育施設のための社会福祉施設・事業者総合補償制度の特長 ・・・ P.2
自由に組み合わせできる9つの補償制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.3～4

賠償責任
❶保育施設賠償責任補償制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.5～6
❷エレベーター賠償責任補償制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.6

見舞金等
❸保育施設事故見舞金制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.7
❹「民間保育園の子育て支援事業」参加者傷害補償制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.8
❺従業員等の不誠実行為損害補償制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.9

役職員のケガ
❻施設職員労災上乗せ補償制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.10～12
❼使用者賠償責任補償制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.10～12
❽非常勤職員災害補償制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.13
❾理事長・施設長災害補償制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.14

保険金をお支払いする場合・お支払いしない主な場合 ・・・・ P.15～27
重要事項のご説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.28～42
事故が起こった場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.43
ご加入手続について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.44
加入申込票ご記入例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.45～46

保育施設のための社会福祉施設・事業者総合補償制度の特長

大阪府社会福祉協議会（大阪府社協）の会員が加入対象です。

本制度は社会福祉法人　大阪府社会福祉協議会が保険契約者となる団体契約です。
お申込人となれる方は大阪府社会福祉協議会の会員施設・事業者に限ります。
制度❶❷❺～❼の記名被保険者（補償の対象者）についても大阪府社会福祉協議会の会員施設・事業者に限ります。
制度❸❹❽❾の被保険者（補償の対象者）の範囲についてはＰ.7・8、Ｐ.13・14をご確認ください。
制度❺の被保険者・被保証人の範囲についてはＰ.9をご確認ください。

ニーズに合わせて選択できます。

保育施設のさまざまなニーズに合わせて、9つの補償制度から選択いただけます。

年に1度の一斉加入のほか、随時中途加入ができます。

毎月20日までのお手続完了で翌月1日から補償が開始します。

安心の事故サービス体制。

大阪府社会福祉協議会、本制度担当の代理店・扱者、引受保険会社の窓口が相談を受付いたしますので、スムーズな事故処理が可能です。

2023年5月8日の感染症法の改正により、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が、「新型インフルエンザ等感染症（2類相当）」から「5類感染症」へと変更されました。
これに伴い、新型コロナウイルス感染症に関する補償の取扱いが2024年1月1日始期の契約から変更され、補償対象外となっています。

対象商品

対象商品	対象となる特約
❶保育施設賠償責任補償	・特定感染症緊急対応費用補償特約
❾理事長・施設長災害補償（Ⅱ型）	・特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約 ・特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約

自由に組み合わせできる9つの補償制度

ニーズに合わせた補償制度をお選びください

賠償責任

制度名	補償内容	支払限度額		
			身体障害	財物損壊
1 保育施設賠償責任補償制度 ▶P.5	保育所等が施設管理や業務に起因する事故で法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。	施設所有(管理)者特別約款	1名につき 2億円 1事故につき 6億円	1事故につき 1億円
		生産物特別約款	1名につき 2億円 1事故・保険期間中 6億円	1事故・保険期間中 1億円
		受託者特別約款	–	1事故・保険期間中 1億円
		被害者治療費等補償特約(施設所有(管理)者特別約款)	1名につき 死亡・重度後遺障害 100万円 入院 10万円 通院 6万円 (入通院の支払限度額は入通院日数によります。) 1事故・保険期間中 1,000万円	
2 エレベーター賠償責任補償制度 ▶P.6	施設エレベーターの管理ミスに起因する事故で法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。		身体障害	財物損壊
		昇降機特別約款	1名につき 3,000万円 1事故につき 3億円	1事故につき 1,000万円

見舞金等

制度名	補償内容	補償金額		
			Ⅰ型(天災・食中毒・熱中症を補償)	Ⅱ型(天災・食中毒・熱中症の補償なし)
3 保育施設事故見舞金制度 ▶P.7	保育園児に対して園内または園までの往復途上中のケガの補償。	死亡・後遺障害	129.3万円	86.2万円
		入院保険金日額	800円	800円
		通院保険金日額	500円	500円
4 「民間保育園の子育て支援事業」参加者傷害補償制度 ▶P.8	地域子育て支援拠点事業の参加者が同事業参加中に被るケガの補償。 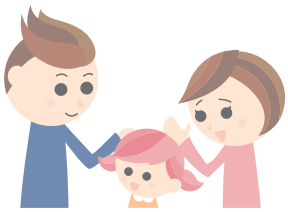	死亡・後遺障害	30万円	
		入院保険金日額	1,000円	
		通院保険金日額	500円	
5 従業員等の不誠実行為損害補償制度 ▶P.9	被保証人が不誠実行為(窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に限られます。)を行ったことにより被保険者が被った財産上の損害を補償します。		Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型
		支払限度額 総支払限度額	800万円	500万円	200万円

役職員災害補償

制度名	補償内容	補償金額		
6 施設職員労災上乗せ補償制度 ▶P.10	保育所施設職員が業務中および通勤途上に被る災害の補償。	遺族補償（死亡）	1,500万円	
		後遺障害	障害等級によります	
		休業補償（4日目以降）	1日につき 5,000円	
7 使用者賠償責任補償制度 ▶P.10	事業主が職員に対して負担する法律上の使用者責任の補償。	1名につき 1億円 1災害につき 2億円		
8 非常勤職員災害補償制度 ▶P.13	非常勤職員の勤務中および通常の通勤途上でのケガの補償。		標準プラン	スリムプラン
		傷害死亡・後遺障害	541.6万円	270.8万円
		傷害入院保険金日額	4,000円	2,000円
		傷害通院保険金日額	2,000円	1,000円
9 理事長・施設長災害補償制度 ▶P.14	勤務中、日常生活を問わず、理事長・施設長が被るケガの補償。		Ⅰ型	Ⅱ型
		傷害死亡・後遺障害	1,321.5万円	1,566.5万円
		傷害入院保険金日額	8,000円	8,000円
		傷害通院保険金日額	4,000円	4,000円
		特定感染症による葬祭費用保険金	–	300万円（限度）

ご加入例

定員80名、職員25名、パート・アルバイト15名、非常勤職員 最高稼働5名、理事長・園長の施設様の場合

- ❶保育施設 …… 24,970円
- ❷エレベーター　1台 …… 3,970円
- ❸保育施設事故　Ⅰ型1口　直近会計年度の平均在籍人数　78名 …… 78,000円
- ❹「民間保育園の子育て支援事業」参加者傷害 … 2口　年間延べ参加人数　970名 9,700円
- ❺従業員等の不誠実行為　Ⅱ型 …… 50,820円
- ❻施設職員労災上乗せ
- ❼使用者賠償責任
  } セット加入 … 68,750円
- ❽非常勤職員災害　標準プラン …… 31,500円
- ❾理事長・施設長災害　Ⅱ型 …… 90,000円

合計　357,710円

1 保育施設賠償責任補償制度

（賠償責任保険）

◆この制度の特長

保育所（事業主）が所有・使用または管理している各種の施設・設備・用具等の管理の不備や職員の不注意により、園児や第三者にケガや食中毒を発生させたりなどの偶然の事故によって、または他人から預かった受託物を保管もしくは管理している間に誤って壊したり、汚したり、紛失したり、または盗まれたりして預けた人に元の状態では返還できなくなったことによって、法律上の損害賠償責任が発生した場合に、保育所（事業主）が被る損害を補償する制度です。
事故発生時の被害者の治療費等を 法律上の損害賠償責任の確定に先立ってお支払いする被害者治療費等補償特約をセットしています。

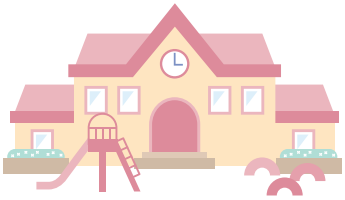

◆被保険者

① 保育所（園）、認定こども園、企業主導型保育所（園）（加入申込票の施設名・代表者または法人名欄に記載された方）
② ①の役員または使用人
③ ①②の被保険者の監督または指揮のもとに①の業務を行うボランティアスタッフ等

◆お支払いの対象となる主な事故例

- 保育園で火事が発生し、非常口の不備で園児が死亡した。
- 園児から預かったメガネを誤って壊した。
- 保育園が出した給食が原因で園児が食中毒を起こした。
- 園庭内の遊具の保守点検中に、職員が誤って園児を遊具で遊ばせてしまい、遊具が壊れてケガをした。
- 炎天下の中、すべり台を使って園児を遊ばせたところ、園児がヤケドを負った。

等

被害者治療費等補償特約がセットされております。

被害者治療費等補償特約とは

事故発生時の被害者の治療費等を法律上の損害賠償責任の確定に先立ってお支払いします。
法律上の損害賠償責任を負担するか否かを問わずお支払いの対象となりますので、スピーディーな被害者への補償が可能となります。
※施設所有（管理）者賠償責任保険に自動セットされています。

◆お支払いの対象となる事故例

保育園の廊下が雨で濡れていて、園児が滑って転倒。手首の捻挫により通院したため治療費を支払った。

◆支払限度額・免責金額

補償内容	身体障害			財物損壊		
支払限度額	施設所有（管理）者特別約款	1名につき	2億円	施設所有（管理）者特別約款	1事故につき	1億円
		1事故につき	6億円	生産物特別約款	1事故・保険期間中	1億円
	生産物特別約款	1名につき	2億円	受託者特別約款	1事故・保険期間中	1億円
		1事故・保険期間中	6億円			
免責金額	身体障害・財物損壊それぞれ 1事故につき 5,000円					

被害者治療費等補償特約（施設所有（管理）者賠償責任保険に自動セット）				
支払限度額	被害者の死亡・後遺障害		1名につき	100万円
	被害者の入院	31日以上	1名につき	10万円
		15～30日	1名につき	6万円
		8～14日	1名につき	4万円
		7日以内	1名につき	2万円
	被害者の通院	31日以上	1名につき	6万円
		15～30日	1名につき	4万円
		8～14日	1名につき	2万円
		3～7日	1名につき	1万円
	1事故・保険期間中 1,000万円			
免責金額	なし			

◆保険料

定員数により、下記から算出してください。

定員数	保険料	定員数	保険料
1～ 10名	20,540円	151～160名	38,230円
11～ 20名	21,180円	161～170名	40,170円
21～ 30名	21,840円	171～180名	42,110円
31～ 40名	22,680円	181～190名	44,050円
41～ 50名	23,230円	191～200名	45,990円
51～ 60名	23,630円	201～210名	47,930円
61～ 70名	24,560円	211～220名	49,870円
71～ 80名	24,970円	221～230名	51,810円
81～ 90名	25,560円	231～240名	53,750円
91～100名	26,590円	241～250名	55,690円
101～110名	28,530円	251～260名	57,630円
111～120名	30,470円	261～270名	59,570円
121～130名	32,410円	271～280名	61,510円
131～140名	34,350円	281～290名	63,450円
141～150名	36,290円	291～300名	65,390円
		以降10名増えるごとに	上記プラス 1,840円

2 エレベーター賠償責任補償制度

（昇降機賠償責任保険）

◆この制度の特長

①制度❶保育施設賠償責任補償制度では対象とならない、エレベーターの所有、使用、管理（エレベーターの構造上の欠陥や運行・管理の不備）に起因する事故により、施設が負担する法律上の損害賠償責任を補償するものです。
②被害者への損害賠償金（治療費、慰謝料、葬祭費用等）、争訟費用などが支払われます。

◆被保険者

①保育所（園）、認定こども園、企業主導型保育所（園）
（加入申込票の施設名・代表者または法人名欄に記載された方）
②①の役員または使用人

◆お支払いの対象となる主な事故例

●施設のエレベーターの管理不備による誤作動で子どもがドアにはさまれてケガをした。

等

◆支払限度額・免責金額と保険料

補償内容	支払限度額	免責金額
身体障害	1名につき 3,000万円　1事故につき 3億円	なし
財物損壊	1事故につき 1,000万円	なし
保険料（エレベーター1台につき）	3,970円	

※施設に設置している全台数分（人荷用）を一括してご加入いただきます。
※エスカレーターの場合は別途、代理店・扱者までお問合わせください。

3 保育施設事故見舞金制度

（学校契約団体傷害保険（学校の管理下のみ補償）（フランチャイズなし）特約、保険料確定特約付普通傷害保険）

加入対象　保育所（園）、認定こども園、企業主導型保育所（園）

※子育てサロン、託児所（デパート、ベビーホテル等の一時預かりの施設をいいます。）は「対象施設」となりません。また、保育所（園）であっても一時預かりの施設利用者は被保険者（補償の対象者）となりませんので、ご注意ください。

◆この制度の特長

保育園児が施設利用のため自宅を出発し、施設を利用して自宅へ帰るまでの間に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合を補償する制度です。

◆被保険者（補償の対象者）

施設に所属する保育園児全員
なお、民間保育園の子育て支援事業の参加者は、制度❹『民間保育園の子育て支援事業』参加者傷害補償制度にご加入ください。

- 契約方式は記名式でない方式（被保険者名を記名しない方式）です。
  在籍者名簿を備え付けることが条件となります。

◆お支払いの対象となる主な事故例

- 園庭で行われたレクリエーション中、園児が転倒して腕を骨折した。
- 園児がバス通学中、バスから降りたところをバイクにはねられ重傷を負った。

等

◆保険金額と保険料

加入限度口数は5口です。

保険金の種類	保険金額			
	Ⅰ型		Ⅱ型	
	天災危険補償※1 細菌性・ウイルス性食中毒補償※2 熱中症補償※3	○	天災危険補償※1 細菌性・ウイルス性食中毒補償※2 熱中症補償※3	×
死亡・後遺障害保険金額	129.3万円		86.2万円	
入院保険金日額	800円		800円	
手術保険金	入院中の手術　：入院保険金日額×10 入院中以外の手術：入院保険金日額×5			
通院保険金日額	500円		500円	
保険料（在籍人数1名 1口あたり）	1,000円		500円	
一時払保険料	1,000円×口数×平均在籍人数※4		500円×口数×平均在籍人数※4	

※1「Ⅰ型」は天災危険補償特約がセットされておりますので、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も保険金をお支払いします。
※2「Ⅰ型」は食中毒補償特約（学校契約団体傷害保険特約用）がセットされておりますので、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒をケガに含め、保険金をお支払いいたします。ただし、学校の管理下外（この特約においては通学中を含みます。）に吸入・吸収または摂取した場合に発生する細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は対象になりません。
※3「Ⅰ型」は熱中症危険補償特約がセットされておりますので、日射または熱射による身体の障害の場合も保険金をお支払いいたします。
※4 平均在籍人数とは、直近会計年度の平均在籍人数をいいます。毎月1日時点における在籍人数の平均数（小数点第一位四捨五入）を加入申込票の『＜申告内容＞欄』にご記入ください。『保険料確定方式』のため、ご加入後の在籍人数が変更しても報告は不要です。

4 「民間保育園の子育て支援事業」参加者傷害補償制度

（行事参加者の傷害危険補償特約、保険料確定特約（包括契約特約用）付普通傷害保険）

◆この制度の特長

地域子育て支援拠点事業や同事業に準じた子育て支援事業（活動）中の参加者（園児を含む）が、事業（活動）参加中に、急激・偶然・外来の事故によるケガをされた場合に補償します。（施設の過失の有無を問いません）
※宿泊を伴う保育・行事、自宅から集合場所への往路および解散場所から自宅までの復路は対象となりません。

各施設主催の行事の年間延べ参加人数により年間保険料が決まります。
年間保険料の算出方法は、下記の「年間保険料の算出方法について」をご確認ください。

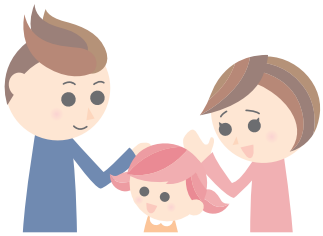

◆被保険者（補償の対象者）

民間保育園の子育て支援事業（活動）の参加者全員
- 被保険者名をご加入時にご申告いただいたり、参加者の入れ替わりに伴う手続は不要です。
- 参加者名簿の常時備え付けが必要です（名簿に記載のない方は補償の対象外となりますのでご注意ください）。
  事故発生時などに名簿を提出していただくことがあります。

◆お支払いの対象となる主な事故例

- こども同士が追いかけっこをしている最中に頭がぶつかってケガをした。
- 切り絵をしている最中、誤ってハサミで指を切ってしまった。

等

◆保険金額と保険料

加入限度口数は10口です。

保険金の種類	保険金額
死亡・後遺障害保険金額	30万円
入院保険金日額	1,000円
手術保険金	入院中の手術　：入院保険金日額×10 入院中以外の手術：入院保険金日額×5
通院保険金日額	500円
一時払保険料（1名1口あたり）	5円

- すべての被保険者（補償の対象者）について同一の保険金額になります。

※上記保険料は、A料率（お遊戯、子育て相談会等の料率）の場合の保険料となります。行事の内容によってはお引受けできない場合があります。
※上記保険料は団体割引5％が適用されています。保険金額はご加入いただいた被保険者の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果上記と異なる保険金額に変更される場合があります。この場合、死亡・後遺障害保険金額を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
※上記には食中毒補償特約がセットされておりますので、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒をケガに含め、保険金をお支払いいたします。
※上記には熱中症危険補償特約がセットされておりますので、日射または熱射による身体の障害の場合も保険金をお支払いいたします。

年間保険料の算出方法について

年間延べ参加人数

年間延べ参加人数は直近会計年度(注)の実績をもとに計算してください。
（注）直近会計年度とは、2023年4月1日～2024年3月31日を指します。

（例）A保育所の場合

子育て支援教室（0歳～未就園児・親）	毎月1回・1回あたり20名×12回＝240名
育児講座	年 3 回・1回あたり30名× 3回＝ 90名
保育所園庭開放	毎月1回・1回あたり30名×12回＝360名
	合計 690名

年間保険料の算出方法

上記で算出した「年間延べ参加人数」に「保険料」と「口数」を乗じてください。

（例）A保育所（3口加入の場合）
年間延べ参加人数 690（名）× 5（円）× 3（口）＝ 10,350円

5 従業員等の不誠実行為損害補償制度

（身元信用保険）

加入対象　全施設

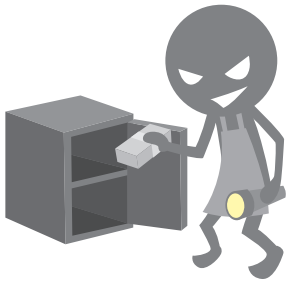

◆この制度の特長

被保証人が、被保険者のためにその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して、被保険者またはその他の者に対して不誠実行為（窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為）を行ったことにより、被保険者が被った財産上の直接の積極的損害に対して保険金をお支払いします。

◆被保険者（補償の対象者）

社会福祉施設・事業者
（加入申込票の施設名・代表者または法人名欄に記載された方）

◆被保証人

被保険者と雇用関係にある者に限ります。
従業員兼務役員、人材派遣会社からの派遣者、パート・アルバイト等臨時雇用者は対象外です。

◆お支払いの対象となる主な事故例

- 職員（被保証人）が業務中に職務上の地位を利用して施設入居者の金銭を窃盗したため、施設（雇主）が施設入居者に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合に施設の負担分を補償します。

◆支払限度額

加入タイプ	Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型
年間総支払限度額	800万円	500万円	200万円

◆保険料

被保証人	Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型	被保証人	Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型
1名	7,540円	6,210円	4,200円	26名	63,470円	52,300円	35,410円
2名	12,050円	9,930円	6,720円	27名	65,270円	53,790円	36,420円
3名	16,570円	13,650円	9,240円	28名	67,080円	55,270円	37,420円
4名	21,080円	17,370円	11,760円	29名	68,880円	56,760円	38,430円
5名	25,600円	21,090円	14,280円	30名	70,680円	58,250円	39,440円
6名	27,400円	22,580円	15,290円	31名	72,490円	59,730円	40,440円
7名	29,200円	24,070円	16,290円	32名	74,290円	61,220円	41,450円
8名	31,010円	25,550円	17,300円	33名	76,090円	62,700円	42,460円
9名	32,810円	27,040円	18,310円	34名	77,900円	64,190円	43,460円
10名	34,610円	28,520円	19,310円	35名	79,700円	65,680円	44,470円
11名	36,420円	30,010円	20,320円	36名	81,500円	67,160円	45,470円
12名	38,220円	31,500円	21,330円	37名	83,310円	68,650円	46,480円
13名	40,030円	32,980円	22,330円	38名	85,110円	70,130円	47,490円
14名	41,830円	34,470円	23,340円	39名	86,910円	71,620円	48,490円
15名	43,630円	35,950円	24,340円	40名	88,720円	73,110円	49,500円
16名	45,440円	37,440円	25,350円	41名	90,520円	74,590円	50,510円
17名	47,240円	38,930円	26,360円	42名	92,320円	76,080円	51,510円
18名	49,040円	40,410円	27,360円	43名	94,130円	77,560円	52,520円
19名	50,850円	41,900円	28,370円	44名	95,930円	79,050円	53,520円
20名	52,650円	43,380円	29,380円	45名	97,730円	80,540円	54,530円
21名	54,450円	44,870円	30,380円	46名	99,540円	82,020円	55,540円
22名	56,260円	46,360円	31,390円	47名	101,340円	83,510円	56,540円
23名	58,060円	47,840円	32,390円	48名	103,140円	85,000円	57,550円
24名	59,860円	49,330円	33,400円	49名	104,950円	86,480円	58,560円
25名	61,670円	50,820円	34,410円	50名	106,750円	87,970円	59,560円

※保険期間中の中途において被保証人数が1割を超えて増減する場合には、すみやかに、引受保険会社までご連絡ください。
　ご連絡無く被保証人数が1割を超えて増加していた場合、保険金が支払われないことがあります。
※50名超の場合は、代理店・扱者へお問合わせください。

ご加入の場合は加入申込票1枚目裏面の告知書にご記入ください。

6 施設職員労災上乗せ補償制度

7 使用者賠償責任補償制度

（労働災害総合保険（法定外補償条項、使用者賠償責任条項））

加入対象　全施設（被用者の範囲が政府労災補償対象となる施設職員であること）

◆この制度の特長

制度❻ 施設職員労災上乗せ補償制度

従業員等（以下「被用者」といいます。）が業務上または通勤途上の災害(注)により身体の障害（後遺障害、死亡を含みます。以下同様とします。）を被り、政府労災保険等の保険給付がなされた場合に、被保険者が被用者またはその遺族に支払う金額としてこの保険契約の普通保険約款・特約で定める金額を保険金としてお支払いします。
（注）通勤途上の災害については、「通勤災害補償特約」をセットした場合のみ保険金をお支払いします。

制度❼ 使用者賠償責任補償制度

被用者が業務上の災害によって身体の障害を被り、政府労災保険等の給付がなされた場合に、被保険者が被災した被用者またはその遺族から損害賠償請求を受けたことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に負担する損害賠償金および賠償問題解決のために要した費用を保険金としてお支払いします。ただし、損害賠償金は、次の各号に掲げる金額の合算額を超える場合に限りその超過額を保険金としてお支払いします。
①政府労災保険等により給付されるべき金額（特別支給金を含みません。）
②自賠責保険、自賠責共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額
③法定外補償規定等または法定外補償条項により、被保険者から被災した被用者またはその遺族に支払われる金額

❼使用者賠償責任補償制度で、法定外補償規定等の上乗せ保険として

高額の労災事故に備え、施設経営を守ります。
法律上の損害賠償金の他、争訟費用などを補償します。

労働災害に対する使用者側のリスクが高まっています

民法709条の不法行為責任や715条の使用者責任等の法理が適用される他、最近の判例では事業主は雇用契約上労働者に対し安全配慮義務を負うとして、使用者の安全配慮義務違反による債務不履行責任を認めるケースが増加しています。

訴訟への発展時には、多額の費用、賠償金が必要になります

十分な備えがないと、時間的、資金的に大きな負担となります。

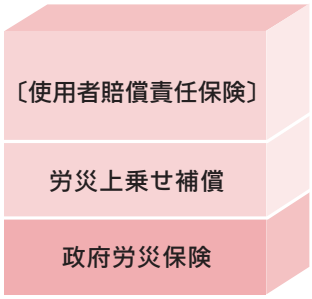

政府労災保険等では給付対象とならない法律上の損害賠償責任による慰謝料についても、「❼使用者賠償責任補償制度」にご加入いただくことで、お支払いの対象になります。

「制度❻施設職員労災上乗せ補償制度」＋「制度❼使用者賠償責任補償制度」で、企業の労災補償を充実させましょう！

◆被保険者

政府労災保険等加入の保育所、認定こども園、企業主導型保育所（園）（加入申込票の施設名・代表者または法人名欄に記載された方）ただし、各事業者として次ページの支払限度額以上の法定外補償規定等が事業者内で定められている必要があります。

◆お支払いの対象となる主な事故例

制度❻ 施設職員労災上乗せ補償制度

- 出勤途中、階段で足を滑らせ転倒し、後頭部を強打して入院した。(注)
- 雨の中、原付バイクで保育園に向かう途中、転倒して肩を脱臼した。(注)
- 調理中にスライサーで誤って指を切ってしまった。

等

（注）通勤途上の災害については、「通勤災害補償特約」をセットした場合のみ保険金をお支払いします。

制度❼ 使用者賠償責任補償制度

- 長時間労働に起因して職員がノイローゼになり自殺。事業主に対する使用者賠償責任が認められ、遺族に損害賠償金を支払った。

等

◆支払限度額と保険料

補償内容		❻施設職員労災上乗せ補償制度 支払限度額	❼使用者賠償責任補償制度 支払限度額
遺族補償（死亡）		1,500万円	1名につき　1億円 1災害につき　2億円
後遺障害	1 級	1,200万円	
	2 級	1,200万円	
	3 級	1,200万円	
	4 級	900万円	
	5 級	700万円	
	6 級	600万円	
	7 級	500万円	
	8 級	400万円	
	9 級	300万円	
	10 級	200万円	
	11 級	100万円	
	12 級	80万円	
	13 級	40万円	
	14 級	20万円	
休業補償（4日目以降）		1日につき　5,000円	
保険料（職員1名あたり）	❻と❼を個別に加入した場合	2,360円	1,220円
	❻と❼をセットで加入した場合(※)	2,750円	

・業務上災害、通勤災害、後遺障害等級、休業日数等は、政府労災保険等の認定に従います。
・お支払いする保険金の額は、法定外補償規定等に基づいた災害補償金のお支払責任額を上限として、この保険の支払限度額の範囲内でお支払い致します。被保険者が保険金の全部または一部を被害者に対して支払わなかった場合には、その部分は引受保険会社にご返還いただくこととなります。（制度❻施設職員労災上乗せ補償制度のみ）

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。お客さまが実際にご加入いただく支払限度額の設定につきましては、次の点にご注意ください。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

〇法定外補償条項
法定外補償規定等に基づき、その補償金額の全部または一部をカバーするよう支払限度額を設定します。
単位定額方式（法定外補償金額を「被用者１名につき〇〇円」と金額で定める場合）
被用者１名につき、支払限度額を設定します。

この保険契約は、ご加入時に把握可能な最近の労働保険年度（1年間）の実績数値に基づいて算出される、あらかじめ確定した保険料を払い込んでいただきます。ただし、新規事業者等で、ご加入時に把握可能な最近の労働保険年度の実績がない場合は、ご加入時に保険期間中における見込み数値に基づいて暫定保険料をいただき、ご加入期間終了後に保険期間中における確定数値に基づいて確定保険料を計算し、暫定保険料との差額を精算させていただく必要があります。

保険料の算出については、把握可能な最近の労働保険年度（1年間）の政府労災保険等資料（労働保険概算・確定保険料申告書）記載の労働者数を職員数として、１名あたりの保険料に乗じて算出してください。

ご注意

〇前年と同じ割引率を適用しています。　加入施設数の増減、事故発生の状況により割引率は変動することがありますのでご了承ください。

※制度❻と制度❼をセットで加入した場合

〇総合リスク診断評価割引が適用可能となり労働安全衛生に関するチェックシートの評価に基づいて保険料が割引になる場合があります。次ページをご参照のうえ、加入申込票の回答欄にご記入ください。
〇上記はチェックシートの項目が6項目以上“〇”に該当した場合に適用される保険料です。
6項目に満たない場合、ご案内する保険料が異なりますので、代理店・扱者までお問合わせください。

❻施設職員労災上乗せ補償制度 **❼使用者賠償責任補償制度** をセットでご加入する場合は、

加入申込票 別表Ⅱ にお進みいただき該当する回答欄に○をつけてください。

・※印の項目は危険に関する重要な事項であり、事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分にご確認のうえご回答ください。
・★印の項目は大切な項目です。訂正する場合は保険契約者または被保険者の訂正印（または訂正署名）をお願いします。

総合リスク診断評価シート

■ 質 問 事 項

該当する項目は
加入申込票 別表Ⅱに
○をご記入ください。

Ⅰ 規程

1	安全衛生管理規程を作成していますか。	★※	
2	法定外補償規定を作成していますか。	★※	

Ⅱ 基本方針

3	安全衛生管理に関する会社方針を表明し労働者に周知していますか。	★※	
	その方針には、次の事項が含まれていますか。		
4	①労働者の協力の下に、安全衛生活動を実施すること。	★※	
5	②関連法規等を遵守すること。	★※	

Ⅲ 危険又は有害な場所・要因の洗い出し（危険源の特定、リスクアセスメント）

6	事業場において「ケガ」・「病気」・「過労」などの労働災害（業務上疾病を含む）を引き起こしかねない危険または有害な場所・要因を定期的に洗い出していますか。	★※	
7	洗い出す手順を作成するにあたり、関係法令や業界の指針を踏まえていますか。	★※	

Ⅳ 安全衛生目標の設定

8	安全衛生に関して、達成させる目標を設定していますか。	★※	

Ⅴ 安全衛生計画の作成

9	安全衛生活動を実施するための計画を作成していますか。	★※	

Ⅵ 労働者の意見反映

10	「安全衛生目標の設定」や「安全衛生計画の作成」にあたり、安全衛生委員会の活用などにより労働者の意見を反映していますか。	★※	

Ⅶ ISO取得状況

11	＊取得しているもの全てに○印をつけてください。 ISO9001または ISO22000 □　ISO14001 □　ISO27001 □　ISO39001 □　ISO45001 □　HACCP □	★※	

Ⅷ 文書化

次の事項を文書（電子媒体形式を含む）により定めていますか

12	①安全衛生方針	★※	
13	②安全衛生目標	★※	
14	③安全衛生計画	★※	
15	④管理者の役割、責任および権限	★※	

Ⅸ 点検・改善(災害事後措置を含む)

16	安全衛生活動が、計画に基づいて適切に実施されているかどうかを点検し、改善していますか。	★※	
17	労働災害などが発生した場合に、「原因の調査」「問題点の把握」「改善」を実施していますか。	★※	
18	次回の安全衛生活動の実施計画を作成するにあたり、上記2項で実施した結果を反映していますか。	★※	

Ⅹ 記録

19	安全衛生計画の実施および運用の状況、監査の結果等の記録の保管期限・主管部署を定めて保管していますか。	★※	

Ⅺ 経営層による見直し

20	監査の結果を踏まえ、労働安全衛生マネジメントの妥当性(注1) および有効性(注2) を確保するため、労働安全衛生マネジメントの経営層による全般的な見直しを行っていますか。 （注1）妥当性とは、安全衛生方針・目標・計画及び各手順等が、スパイラル状にレベルアップさせていくものかどうかを判断することをいいます。 （注2）有効性とは、実施・運用することによって、職場の労働安全衛生水準の向上に寄与しているかどうかを判断することをいいます。	★※	

Ⅻ 交通安全（通退勤）

21	交通安全を担当する部門を決め、プライベートな運転を含む交通安全対策を計画的に実施していますか。 交通災害発生状況の把握と災害原因分析を行っていますか。	★※	

XIII	無災害記録を記載ください。	★※		時間

8 非常勤職員災害補償制度

（準記名式契約（一部付保）特約セット団体総合生活補償保険（標準型））

加入対象　全施設の政府労災保険の対象とならない有償ボランティアなどの非常勤職員

◆この制度の特長

主として非常勤職員の方の、勤務中または自宅からの通常の通勤途上での、急激・偶然・外来の事故によるケガを補償します。
※就業中のみの傷害危険補償（事業主・役員・従業員）特約がセットされておりますので、職業または職務に従事している間（通常の通勤途上を含みます。）のケガに限り、傷害保険金をお支払いします。
①対象者の１日の最高稼働人数により施設の保険料が決まります。最高稼働人数とは、施設として年間を通じて１日あたりの最多の活動人数をさします。（平均ではありません。）
（最高稼働人数が１名の場合は別途、代理店・扱者までお問合わせください。）
②被保険者名をご加入時にご申告いただいたり、非常勤職員の入れ替わりに伴う手続きは不要です。対象者の職種、全体の人数、および最高稼働人数をご申告ください。
（業務規模の拡大等により最高稼働人数が増加した場合は、追加保険料が必要です。）
③対象者名簿の常時備え付けが必要です（名簿に記載のない方は補償の対象外となります。ご注意ください。）。事故発生時などにご提出いただくことがあります。

◆被保険者（補償の対象者）

政府労災保険の対象とならないアルバイトの保育士や有償ボランティアなどの非常勤職員

◆お支払いの対象となる主な事故例

- 自転車で通勤中、自動車との接触事故に遭い大腿部を骨折した。
- 施設内で勤務中に物を落としてしまい、足の指を骨折した。

等

◆保険金額と保険料

保険金の種類	加入タイプ	
	標準プラン	スリムプラン
傷害死亡・後遺障害保険金額 ★傷害補償（標準型）特約	541.6万円	270.8万円
傷害入院保険金日額 ★傷害補償（標準型）特約	4,000円	2,000円
傷害手術保険金 ★傷害補償（標準型）特約	入院中の手術　：傷害入院保険金日額×10 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額×5	
傷害通院保険金日額 ★傷害補償（標準型）特約	2,000円	1,000円
一時払保険料	6,300円 × 1日あたりの最高稼働人数	3,150円 × 1日あたりの最高稼働人数

※就業中のみの傷害危険補償（事業主・役員・従業員）特約がセットされておりますので、次に掲げるケガに限り、傷害保険金をお支払いします。
職業または職務に従事している間（通常の通勤途上を含みます。）のケガ
※上記は職種級別Ａ（事務職、保育士、調理師等）の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
※上記保険料は団体割引５％が適用されています。保険金額はご加入いただいた被保険者の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果上記と異なる保険金額に変更される場合があります。この場合、傷害死亡・後遺障害保険金額を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

9 理事長・施設長災害補償制度

（団体総合生活補償保険（標準型））

加入対象　全施設の理事長・施設長

◆この制度の特長

①日本国内外を問わず、業務中、通勤途上、日常生活などにおいて発生したさまざまな急激・偶然・外来の事故によるケガを24時間補償します。
②本制度の傷害保険金のお支払いは次のとおりです。
傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。
傷害死亡保険金以外の保険金は、普通保険約款・特約に定めております。

◆被保険者（補償の対象者）

大阪府社会福祉協議会の会員法人・施設の理事長・施設長
（政府労災保険の対象者（特別加入者）も加入できます）

◆お支払いの対象となる主な事故例

- 施設内で植木の伐採中、誤ってハサミで手を切った。
- 卒園旅行の引率中、レクリエーション参加中に転倒し、足を捻挫した。
- 休暇中に自転車に乗って移動中、車にはねられケガを負い後遺障害を負った。

等

◆保険金額と保険料

加入限度口数は1口です。

保険金の種類	加入タイプ	
	Ⅰ型 傷害入院保険金および 傷害手術保険金支払日数延長（730日）特約付	Ⅱ型 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約付
傷害死亡・後遺障害保険金額 ★傷害補償（標準型）特約	1,321.5万円	1,566.5万円
特定感染症による 葬祭費用保険金 ★特定感染症危険 「葬祭費用保険金」補償特約	―	300万円（限度）
傷害入院保険金日額 ★傷害補償（標準型）特約	8,000円	
傷害手術保険金 ★傷害補償（標準型）特約	入院中の手術　：傷害入院保険金日額×10 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額×5	
傷害通院保険金日額 ★傷害補償（標準型）特約	4,000円	
一時払保険料 （1名あたり）	40,000円	45,000円

※理事長・施設長災害補償制度Ⅰ型には傷害入院保険金および傷害手術保険金支払日数延長（730日）特約がセットされていますので、傷害入院保険金の支払限度日数およびお支払いの対象となる期間を180日から730日に延長します。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に限ります。傷害手術保険金については、事故の発生の日からその日を含めて730日以内に手術を受けた場合にお支払いします。
※理事長・施設長災害補償制度Ⅱ型には特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約、特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約がセットされています。詳細は、P.26をご参照ください。
※上記は職種級別A（事務職等）の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1 保育施設賠償責任補償制度

約款の種類	保険金をお支払いする主な場合
施設所有(管理)者特別約款	被保険者(保険契約により補償を受けられる方)が所有、使用もしくは管理する各種の施設・設備・用具等の管理の不備、または被保険者もしくはその従業員等の業務活動中のミスにより発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用等)に対して、保険金をお支払いします。 《漏水補償特約(施設用)》 給排水管等からの蒸気・水の漏出、溢(いっ)出等に起因して他人の財物を損壊(滅失、破損、汚染もしくは紛失すること、または盗取されること)した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。
生産物特別約款	被保険者(保険契約により補償を受けられる方)が製造もしくは販売した製品、または被保険者が行った仕事の結果に起因して、保険期間中に他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用等)に対して、保険金をお支払いします。
受託者特別約款	被保険者(保険契約により補償を受けられる方)が他人から預かった受託物を保管または管理している間に誤って壊したり、汚したり、紛失したり、または盗まれたりして、預けた人に元の状態では返還できなくなった場合に、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用等)に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、 特別約款および特約でご確認ください。

お支払いの対象となる損害

＜普通保険約款でお支払いの対象となる損害＞

①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等)に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

上記①から④の保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。
ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \text{⑥ 争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{① 損害賠償金の額}}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問合わせください。適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

「①損害賠償金」についてのご注意
被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、「被害者治療費等補償特約」(P.18・19)の保険金として対象となる場合を除き、保険金のお支払いの対象とはなりません。
受託者賠償責任保険において、「①損害賠償金」の額は、被害受託物が損害の生じた地および時において、もし損害を受けていなければ有するであろう価額が限度となります。したがって、受託物の使用不能に起因する損害賠償金は対象となりません。

示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。
この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

上記の他、施設所有(管理)者賠償責任保険においては、「特定感染症緊急対応費用」、「被害者治療費等」もお支払いの対象となる損害です。詳細はP.17～19をご参照ください。

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

約款の種類	保険金をお支払いしない主な場合
普通保険約款	○保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ○被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ○被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 （受託者特別約款の受託者事故においては適用されません。） ○被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任 ○被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 （受託者特別約款の受託者事故においては適用されません。） ○戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾（そうじょう）に起因する損害賠償責任 ○地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任 ○液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）または固体の排出、流出または溢（いっ）出に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。） ○原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任（ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます） 等
賠償責任保険追加特約（自動セット）	○直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害。いずれかの事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます。 ◇石綿等（アスベスト、石綿製品、石綿繊維、石綿粉塵（じん））の人体への摂取または吸引 ◇石綿等への曝露（ばくろ）による疾病 ◇石綿等の飛散または拡散 ○直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害（サイバー攻撃の結果、火災または破裂・爆発によって生じた受託物の損壊に起因する損害を除きます。）。
施設所有（管理）者特別約款	○施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害賠償責任 ○航空機の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ○パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリングまたは熱気球の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ○昇降機（財物のみを積載する昇降機、サービスステーション施設内にあるオートリフト、機械式の立体駐車場は除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害 ○自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。ただし、販売等を目的として展示されている場合を除きます。この場合であっても、走行している間は自動車とみなします。 ○施設外における船舶または車両（自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを含みません。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ○被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ、施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任 ○仕事の終了または放棄の後に仕事の結果に起因する損害賠償責任 ○直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害 ◇医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。 ◇はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。 ◇理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士、獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為 ○被保険者が行うLPガス販売業務の遂行（LPガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。）に起因して生じた損害 ○石油物質が施設から公共水域（海、河川、湖沼、運河）へ流出したことに起因して、被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ◇水の汚染による他人の財物の滅失、破損または汚損に起因する損害賠償責任 ◇水の汚染によって漁獲高が減少しまたは漁獲物の品質が低下したことに起因する損害賠償責任 ○石油物質が施設から流出し、公共水域の水を汚染しまたはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕収回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等につき支出された費用その他の損害の防止軽減のために要した費用（被保険者が支出したと否とを問いません。） 等
生産物特別約款	○次の財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること。これらに起因する使用不能または修補を含みます。）に対する損害賠償責任。なお、これらの財物の一部の欠陥によるその財物の他の部分の損壊に対する損害賠償責任を含みます。 ◇生産物 ◇仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物（作業が加えられるべきであった場合を含みます。） ○被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った仕事の結果に起因する損害賠償責任 ○被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任 ○保険期間開始前に既に発生していた事故と同一の原因により保険期間開始後に生じた事故に基づく損害 ○次のいずれかに該当する場合 ◇この保険契約が初年度契約の場合において、保険契約者、被保険者またはその代理人が、この保険契約の開始時より前に、保険期間中に事故が発生するおそれがある、その原因または事由が生じていることを知っていた(注)とき ◇この保険契約が継続契約の場合において、保険契約者、被保険者またはその代理人が、初年度契約の保険期間の開始時より前に、保険期間中に事故が発生するおそれがある、その原因または事由が生じていることを知っていた(注)とき （注）知っていたと合理的に判断できる理由があるときを含みます。 ○事故が発生しまたは発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために行った生産物または仕事の目的物（生産物または仕事の目的物が他の財物の一部を構成している場合には、その財物全体を含みます。）の回収措置（回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置）に要する費用（被保険者が支出したと否とにかかわらず、また損害賠償金として請求されたと否とを問いません。）およびそれらの回収措置に起因する損害 ○生産物が成分、原材料または部品等として使用された（生産物が、特定の製品の梱包またはコーティングを目的として製造または販売された場合であって、その目的のとおりに使用されたときを含みます。）財物（以下「完成品」といいます。）の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害。 ただし、完成品の損壊に起因して発生した、完成品以外の財物の損壊および身体の障害は除きます。 （次ページへ続く）

約款の種類	保険金をお支払いしない主な場合
生産物特別約款	（前ページの続き） ○生産物が製造機械等または製造機械等の部品である場合の次のいずれかに該当する損害 ◇製造機械等により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物（以下「製造品・加工品」といいます。）の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害 ◇製造品・加工品の色、形状等が本来意図したものと違うことに起因する損害。 ただし、製造品・加工品の損壊に起因して発生した、製造品・加工品以外の財物の損壊および身体の障害は除きます。 ○医薬品等、農薬または食品のいずれかに該当する生産物が、その意図または期待された効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害 ○直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害 ◇医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の者が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の者が行うことを許されている行為を除きます。 ◇はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の者が行うことが許されていない行為を含みます。 ○保険の対象が医薬品等、医薬品等の製造・販売、臨床試験の場合に、特定の医薬品および特定の症状・事由に起因する損害 ○LPガス販売業務の結果に起因する損害 等
受託者特別約款	○被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いまたは加担した盗取に起因する損害 ○被保険者の使用人が所有しまたは私用に供する財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害 ○貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董（とう）品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する受託物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害 ○受託物の性質、欠陥またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害 ○給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢（いっ）出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢（いっ）出に起因する損害 ○屋根、樋、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等に起因する損害。ただし、これらの部分が不測かつ突発的な事故によって破損し、その破損部分から入る雨または雪等に起因する損害を除きます。 ○受託物が寄託者または貸主に返還された日から３０日を経過した後に発見された受託物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害 ○受託物の目減り、原因不明の数量不足または受託物本来の性質（自然発火および自然爆発を含みます。）に起因する損害 ○受託物に対する修理（点検を含みます。）または加工（受託物に作業を施して精度を高めたり、受託物の形状、色、用途または性質などを変えることをいいます。）に起因する受託物の滅失、破損または汚損に起因する損害 ○受託物の自然の消耗、または受託物の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、またはその他これらに類似の事由に起因する損害 ○冷凍・冷蔵装置（これらの付属装置を含みます。）の破損、変調、故障または操作上の誤りによる温度変化のために生じた受託物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。 ○被保険者が管理または使用するヨット、セールボート、モーターボート等の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害 等

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。
また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

特定感染症緊急対応費用補償特約

保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	お支払いの対象となる緊急対応費用
次のいずれかに該当する事故（以下「事故」といいます。）により、被保険者が緊急対応費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、緊急対応費用保険金を支払います。 ①感染症事故 ②指定感染症等に罹患した者が施設にいたこと等により、施設が、指定感染症等の原因となる病原体に汚染された場合または汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の措置	＜左記の①の事故の場合＞ 1回の事故および保険期間中につき100万円が限度（支払限度額） ＜左記の②の事故の場合＞ 1回の事故につき20万円（定額払い。1つの施設につき保険期間中につき1回限り。）	①消毒費用 ②検査費用 ③予防費用 ④通信費用

保険金をお支払いしない主な場合

（1）事故の原因となった感染症が指定感染症等に定められる前に生じた事故による損失に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。
（2）この保険契約の保険期間開始日(注1)の翌日から起算して14日以内に生じた事故による損失に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。ただし、この保険契約が継続契約(注2)である場合を除きます。
（注1）保険期間の中途でこの保険契約に加入した者については、その加入日とします。
（注2）継続契約とは、この特約が付帯された引受保険会社との保険契約の保険期間の終了日(注3)を保険期間の開始日とし、記名被保険者を同一とする保険契約をいいます。
（注3）その保険契約が終了日前に解約または解除されていた場合には、その解約または解除の日とします。

※「感染症事故」「指定感染症等」など、詳細は次ページの「用語のご説明」をご確認ください。

用語のご説明

この特約において使用される用語の説明は、賠償責任保険普通保険約款の「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語		説明
か	感染症事故	以下のいずれかに該当する事故をいいます。 ①施設における別表に掲げる感染症の発生。ただし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定にもとづき都道府県知事に医師から届出のあったものに限ります。 ②施設が別表に掲げる感染症の原因となる病原菌に汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の処置
き	緊急対応費用	以下のいずれかの費用をいいます ①消毒費用　②検査費用　③予防費用　④通信費用
け	検査費用	被保険者の使用人またはサービス利用者1名ごとに、初診の時から感染の有無を診断される時までの間において感染の有無を診断するために支出した医療費および交通費等の費用をいいます。ただし、診断後に支出したものを除きます。
し	施設	加入者証記載の施設をいいます。ただし、訪問介護先の個人宅を除きます。
	指定感染症等	以下のいずれかに該当する感染症をいいます。 ①感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項に規定する指定感染症。 ②同法第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症。ただし、別表に掲げる感染症を除きます。
	消毒費用	感染症の蔓延または再発を防止するために施設の消毒ならびに施設に備え付けられている什器備品、衣類および寝具の廃棄を行うために支出した費用のうち、有益かつ必要と引受保険会社が認めた費用をいいます。
つ	通信費用	親族に対する事故の連絡に要した郵便代等の費用をいいます。 ※親族：サービス利用者の３親等以内の親族または法定相続人をいい、それらの者の代理人を含みます。 ※サービス利用者：被保険者が提供するサービス（加入者証記載の仕事として遂行するものに限ります。）を利用する者をいいます。
よ	予防費用	被保険者の使用人またはサービス利用者への感染症拡大を防止するために支出した予防接種等の感染予防にかかる医療費のうち、有益かつ必要と引受保険会社が認めた費用をいいます。

別表

①エボラ出血熱
②クリミア・コンゴ出血熱
③痘そう
④南米出血熱
⑤ペスト
⑥マールブルグ病
⑦ラッサ熱
⑧急性灰白髄炎
⑨結核
⑩ジフテリア
⑪重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。）
⑫中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限ります。）
⑬鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザＡウイルスであってその血清亜型が新型インフルエンザ等感染症の病原体に異変するおそれが高いものの血清亜型として法令で定めるものであるものに限ります。）
⑭コレラ
⑮細菌性赤痢
⑯腸管出血性大腸菌感染症
⑰腸チフス
⑱パラチフス

被害者治療費等補償特約

保険金をお支払いする主な場合

被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が所有、使用もしくは管理している各種の施設・設備・用具等の管理の不備、または被保険者もしくはその従業員等の業務活動中のミスにより偶然な事故が発生し、被害者が被った身体障害を直接の原因として、その事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、被害者が通院し、入院し、重度後遺障害を被り、または死亡した場合において、被保険者が治療費等を引受保険会社の同意を得て負担したことによって被る損害に対して、保険金を支払います。

お支払いの対象となる損害

被保険者が治療費等を引受保険会社の同意を得て負担したことによって被る損害に対して、保険金を支払います。治療費等とは、次のいずれかに該当する費用をいいます。
(a)被害者が通院または入院による治療を必要とする場合において、その治療に要した費用
(b)被害者が重度後遺障害を被った場合において、その原因となった身体障害の治療に要した費用
(c)被害者が死亡した場合において、葬祭に要した費用
(d)見舞品の購入、見舞金または弔慰金に要した費用。ただし、社会通念上妥当な額を限度とし、被害者が損害賠償請求を行う意思を有していないにもかかわらず、被保険者の社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由としてなされる給付は、その名目を問わず除きます。
法律上の損害賠償責任を負担するか否かを問わずお支払いの対象となりますが、損害賠償責任を負担した場合には、既にお支払いした保険金は損害賠償金に充当されます。また、原因となった事故の発生の日からその日を含めて1年以内に被保険者が現実に負担した費用に限ります。

保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事由によって生じた治療費等
○治療費等を受け取るべき者（被害者を含みます。）の故意
○保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者（被害者を含みます。）の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
○治療費等を受け取るべき者（被害者を含みます。）の同居の親族または別居の未婚の子の行為
○被害者の心神喪失
○被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打　等

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

用語のご説明

この特約において使用される用語の説明は、賠償責任保険普通保険約款およびこの特約が付帯される特別約款の「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。(50音順)

用語		説明
い	医師	被害者以外の医師をいいます。
こ	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被害者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被害者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの(注)を除きます。 (注)医学的他覚所見のないものとは、被害者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
し	重度後遺障害	後遺障害のうち、別表に記載するものをいいます。
ち	治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
	治療費等	原因となった事故の発生の日からその日を含めて1年以内に被保険者が現実に負担した次のいずれかに該当する費用をいい、通常要する費用に限ります。ただし、賠償責任保険普通保険約款第1条(損害の範囲および支払保険金)(1)④に規定する費用を含みません。 ①被害者が通院または入院による治療を必要とする場合において、その治療に要した費用 ②被害者が重度後遺障害を被った場合(注)において、その原因となった身体の障害の治療に要した費用 ③被害者が死亡した場合において、葬祭に要した費用 ④見舞品の購入、見舞金または弔慰金に要した費用。ただし、社会通念上妥当な額を限度とし、被害者が損害賠償請求を行う意思を有していないにもかかわらず、被保険者の社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由としてなされる給付は、その名目を問わず除きます。 (注)重度後遺障害を被った場合には、被るおそれのある場合を含みます。
つ	通院	病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療(注)による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。 (注)オンライン診療とは、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表におけるオンライン診療科の算定対象となる診療行為をいいます。
に	入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
ひ	被害者	他人の身体の障害または財物の損壊が発生した場合において、身体の障害を被った他人をいいます。

別表　重度後遺障害

区分	後遺障害の内容
第1級	①両眼が失明したもの ②咀(そ)しゃくおよび言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥両上肢の用を全廃したもの ⑦両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したもの
第2級	①一眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの ②両眼の矯正視力が0.02以下になったもの ③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ⑤両上肢を手関節以上で失ったもの ⑥両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	①一眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの ②咀(そ)しゃくまたは言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ⑤両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。)

2 エレベーター賠償責任補償制度

保険金をお支払いする主な場合

被保険者(保険契約により補償を受けられる方)が所有、使用または管理しているエスカレーター(注)、エレベーターの構造上の欠陥や運行・管理の不備により発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用等)に対して、保険金をお支払いします。保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

(注)この保険契約ではエレベーターのみを対象としております。エスカレーターの補償をご希望の場合は代理店・扱者までお問合わせください。

お支払いの対象となる損害

P.15の制度❶保育施設賠償責任補償制度の「お支払いの対象となる損害」をご覧ください。

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

約款の種類	保険金をお支払いしない主な場合
普通保険約款 賠償責任保険追加特約(自動セット)	P.16の制度❶保育施設賠償責任補償制度の「保険金をお支払いしない主な場合」の「普通保険約款」、「賠償責任保険追加特約(自動セット)」をご覧ください。
昇降機特別約款	○被保険者が故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する損害 ○昇降機の修理、改造、取外し等の工事に起因する損害　等

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

❸ 保育施設事故見舞金制度

（学校契約団体傷害保険（学校の管理下のみ補償）（フランチャイズなし）特約・保険料確定特約付普通傷害保険）

❹ 「民間保育園の子育て支援事業」参加者傷害補償制度

（行事参加者の傷害危険補償特約、保険料確定特約（包括契約特約用）付普通傷害保険）

共通事項

※印を付した用語については、P.27の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 （P.20、P.21★参照）	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 （注）既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ（❸保育施設事故見舞金制度の「Ⅰ型」には天災危険補償特約がセットされているため、支払対象となります。） ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●入浴中の溺水※（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）※によって生じた肺炎 ●P.27の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ ●宿泊のため宿泊施設に入ってから行事参加のため宿泊施設を出るまでの間のケガ （「❹『民間保育園の子育て支援事業』参加者傷害補償制度」の場合のみ） など （注）❸保育施設事故見舞金制度の「Ⅱ」型にご加入の場合は細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
後遺障害保険金	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合 （P.20、P.21★参照）	後遺障害※の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 （注1）政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。 （注2）被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 （注3）同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 （注4）既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	保険期間中の事故によるケガ※のため、入院※された場合 （P.20、P.21★参照）	［入院保険金日額］×［入院※した日数］をお支払いします。 （注1）事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする入院した日数は180日が限度となります。 （注2）入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
手術保険金	保険期間中の事故によるケガ※の治療※ため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術※を受けられた場合 （P.20、P.21★参照）	次の算式によって算出した額をお支払いします。 ① 入院※中に受けた手術※の場合 …［入院保険金日額］×［10］ ② ①以外の手術の場合 …［入院保険金日額］×［5］ （注）1事故に基づくケガ※について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガについて①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	
通院保険金	保険期間中の事故によるケガ※のため、通院※された場合 （P.20、P.21★参照） （注）通院されない場合で、骨折、脱臼、靱（じん）帯損傷等のケガを被った所定の部位※を固定するために医師※の指示によりギプス等※を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。	［通院保険金日額］×［通院※した日数］をお支払いします。 （注1）事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする通院した日数は90日が限度となります。 （注2）入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いしません。 （注3）通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、通院保険金を重ねてはお支払いしません。	

●既に存在していた身体の障害または病気の影響等によりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。
●すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
●柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の設定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

【❸保育施設事故見舞金制度】の場合

特約名	特約の概要
★ 学校契約団体傷害保険（学校の管理下のみ補償）（フランチャイズなし）特約	学校の管理下（別記参照）にある間にケガを被った場合に限り、保険金をお支払いします。
天災危険補償特約（Ⅰ型のみ）	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ※の場合も、保険金をお支払いします。
熱中症危険補償特約（Ⅰ型のみ）	被保険者が、急激かつ外来による日射または熱射により身体に障害を被った場合に、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、および通院保険金をお支払いします。
食中毒補償特約（学校契約団体傷害保険特約用）（Ⅰ型のみ）	被保険者が細菌性食中毒およびウイルス性食中毒になったことにより、被保険者が身体に被った傷害に対して保険金をお支払いします。ただし、学校の管理下外（この特約において通学中を含みます。）に吸入、吸収または摂取した場合に発生する細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を除きます。
保険料確定特約（学校契約団体傷害保険（学校の管理下のみ補償）（フランチャイズなし）特約用）	保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度または過去1年間の実績に基づき算出した保険料を領収し、保険期間終了後の確定精算を不要とする特約です。 （※事業（活動）を新規開始の場合は、本特約をセットせず保険期間満了後に確定精算を行います。）

「学校の管理下」とは、次の学校の種別により、それぞれ次に掲げる間とします。

学校の種別	学校の管理下
児童福祉法に基づく保育所等、特定保育事業ならびに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定子ども園	●学校（保育所等を含みます。）の授業(※1)中 ●在校中(※2) ●教育活動行事(※4)への参加中 ●登下校中(※5)

（※1）学校（保育所等を含みます。）の授業
保育等を含みます。また、正規の教育活動のほか、特別活動を含みます。
（※2）在校中
授業開始前、授業と授業の間または授業終了後において、学校施設(※3)内にいる間をいいます。ただし、学校施設(※3)内にいることについて、校長、園長、学長等が一般的に承認している場合に限ります。
（※3）学校施設
学校が教育活動のために所有、使用または管理している施設をいい、園児・児童・生徒・学生が居住している寄宿舎、合宿所等を含みません。
（※4）教育活動行事
学校の教職員が引率する行事で、教育委員会その他の機関または団体が行う教育活動行事をいいます。
（※5）登下校中
授業（上記学校の種別で行われる授業をいいます。）、教育活動行事(※4)、学校行事(※6)のため、住居と学校施設(※7)とを、合理的な経路および方法により往復している間をいいます（「学校契約団体傷害保険（学校の管理下のみ補償）（フランチャイズなし）特約」がセットされていますので、課外活動のために住居と学校施設(※7)とを、合理的な経路および方法により往復している間も「登下校中」となります。）。
（※6）学校行事
入学式、オリエンテーション、卒業式等教育活動の一環として学校の主催する各種の学校行事をいいます。
（※7）学校施設
学校施設(※3)以外の場所で以下が行われる場合のその場所または所定の集合・解散の場所を含みます。
・授業（上記学校の種別で行われる授業をいいます。）
・教育活動行事(※4)
・学校行事(※6)
（「学校契約団体傷害保険（学校の管理下のみ補償）（フランチャイズなし）特約」をセットした場合は、課外活動が行われる場合のその場所または所定の集合・解散の場所も含みます。）

【❹「民間保育園の子育て支援事業」参加者傷害補償制度】の場合

特約名	特約の概要
★ 行事参加者の傷害危険補償特約	行事に参加している間※にケガを被った場合に限り、保険金をお支払いします。
包括契約特約（毎月報告・一括精算）	引受保険会社と社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会との間で締結している特約書の内容に基づき、包括的に補償内容を約定する方式です。
熱中症危険補償特約	被保険者が、急激かつ外来による日射または熱射により身体に障害を被った場合に、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、および通院保険金をお支払いします。
食中毒補償特約	被保険者が細菌性食中毒およびウイルス性食中毒により被った身体の障害もケガに含まれるものとして保険金をお支払いします。
保険料確定特約（包括契約特約用）	保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度または過去1年間の実績に基づき算出した保険料を領収し、保険期間終了後の確定精算を不要とする特約です。 （※事業（活動）を新規開始の場合は、本特約をセットせず保険期間満了後に確定精算を行います。）

5 従業員等の不誠実行為

保険金をお支払いする主な場合

被保証人が保険期間中に次のいずれかに該当した場合において、それにより被保険者の被った財産上の直接の積極的損害(注)に対して保険金をお支払いします。
a.被保険者のためにその事務を処理するにあたり、被保険者またはその他の者に対して窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為（以下「不誠実行為」といいます。）を行ったこと。
b.自己の職務上の地位を利用して、被保険者またはその他の者に対して不誠実行為を行ったこと。
保険金お支払いの条件については、適用される特別約款・特約により異なる場合があります。詳細は普通保険約款・特別約款・特約でご確認ください。
（注）財産上の直接の積極的損害
被保証人の不誠実行為により直接既存の財産が減少するという形で受けた損害をいい、被保険者以外の者が被った財産上の直接の積極的損害に対して、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被った損害を含みます。

お支払いする保険金

お支払いする保険金として普通保険約款に定めているものは次のとおりです。ただし、適用される特別約款・特約によりその他の保険金が支払われる場合があります。詳細は普通保険約款・特別約款・特約でご確認ください。
a.被保証人の不誠実行為により被保険者の被った財産上の直接の積極的損害に対して、加入者証記載の支払限度額を限度として、保険金をお支払いします。ただし、同一被保証人が行いまたは加担した不誠実行為が、この保険契約とこの保険契約が引き継いだ前保険契約の保険期間のそれぞれにおいて行われたときは、この保険契約でお支払いする保険金は、この保険契約の支払限度額より前保険契約において支払うべき保険金の額を控除した差額が限度となります。
なお、損害の額は、損害の生じた地および時を基準として定めます。また、被保険者が被保証人に対して俸給、手数料、保証金等の債務を有する場合は、被保険者が被保証人に対して有する債権総額に対する損害の額の割合によってその債務を按分し、これを損害の額から控除した残額を基礎として保険金支払額を決定します。
b.不誠実行為または損害発生時において、引受保険会社は、次の事項のために被保険者が引受保険会社の承認を得て支出した必要または有益な費用を負担します。
ア.損害の発生および拡大の防止
イ.被保証人または第三者（身元保証人を含みます。）に損害賠償の請求をすることができる場合に、その権利の保全および行使に必要な手続をすること。

保険金をお支払いする際のご注意事項

●保険契約者または被保険者は、不誠実行為または損害が発生したことを知った場合は、次表「不誠実行為または損害発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

不誠実行為または損害発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
①損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、引受保険会社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
②不誠実行為または損害が生じたことを知った場合は、これを遅滞なく引受保険会社に通知すること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、引受保険会社は、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
③被保証人または第三者(注1)に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続をすること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、引受保険会社は、被保証人または第三者(注1)に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
④損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、引受保険会社は、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
⑤他の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく引受保険会社に通知 すること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、引受保険会社は、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
⑥①から⑤までのほか、引受保険会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また引受保険会社が行う損害の調査に協力すること。	

(注1)第三者には、身元保証人を含みます。
(注2)他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

●保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく②の事項について事実と異なることを告げた場合または⑥の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、引受保険会社は、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

●他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注3)の合計額が損害の額(注4)以下のときは、引受保険会社は、この保険契約の支払責任額(注3)を支払保険金の額とします。

●他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注3)の合計額が損害の額(注4)を超えるときは、引受保険会社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額(注3)
②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額(注4)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(注3)を限度とします。

(注3)支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
(注4)損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する損害に対しては保険金をお支払いいたしません。
○保険契約者もしくは被保険者またはこれらの者の代理人(注1)の故意または重大な過失によって生じた損害
○法令に違反した行為によって被保険者が取得した財産について生じた損害
○戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)に基づく秩序の混乱または労働争議に乗じた不誠実行為による損害
○地震、噴火、津波、洪水、高潮または台風に基づく秩序の混乱に乗じた不誠実行為による損害
○核燃料物質(注3)または核燃料物質によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故に基づく秩序の混乱に乗じた不誠実行為による損害
○保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が既に不誠実行為の準備行為が行われていたことを知っていた場合において、その不誠実行為によって被保険者が被った損害
○既に行われた不誠実行為による損害を消滅または軽減させた不誠実行為による損害
○保険契約者または被保険者が、この保険契約の失効・解約・解除または保険期間満了後1年間以降に発見した不誠実行為による損害
○加害被保証人名が不明の場合

等

(注1)これらの者の代理人には、保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
(注2)暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
(注3)核燃料物質には、使用済燃料を含みます。以下同様とします。
(注4)核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
※上記は普通保険約款において定めた主なものであり、これ以外にもお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特別約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので、必ずご確認ください。

6 施設職員労災上乗せ補償制度

7 使用者賠償責任補償制度

共通事項

＜法定外補償条項＞

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
死亡に対する法定外補償保険金	・被保険者の被用者（被保険者の従業員等で加入者証に記載された方をいいます。以下同様とします。）が業務上または通勤途上の災害(注)によって身体の障害（後遺障害、死亡を含みます。以下同様とします。）を被り、政府労災保険等の保険給付がなされた場合に、被保険者が被用者またはその遺族に支払う金額としてこの保険契約の普通保険約款・特約で定める金額を保険金としてお支払いします。 ・労働災害には「業務災害」と「通勤災害」があり、政府労災保険ではともに保険給付の対象となっています。法定外補償条項の基本契約では、このうち「業務災害」のみを対象としておりますが、特約をセットいただくことにより、「通勤災害」も対象とすることができます。なお、法定外補償条項の「業務災害」、「通勤災害」の認定、および後遺障害等級、休業日数等の認定については政府労災保険等の決定に従います（所轄の労働基準監督署長の認定によります。）。 ・政府労災保険等とは異なり、保険金は被保険者にお支払いします。ただし、最終的には被保険者から補償金として全額被災した被用者にお渡しいただきます。被災した被用者からは受領証の取付けが必要となり、被保険者が保険金の全部または一部を被災した被用者に対して支払わなかった場合には、その部分については引受保険会社にご返還いただくことになります。 （注）通勤途上の災害は、「通勤災害補償特約」をセットした場合のみ保険金をお支払いします。	被用者が業務上または通勤途上の災害(注1)によって死亡した場合にお支払いする保険金です。 （注1）通勤途上の災害は、「通勤災害補償特約」をセットした場合のみ保険金をお支払いします。	**＜法定外補償条項＞および＜使用者賠償責任条項＞共通** （1）次のいずれかに該当する事由によって被用者が被った身体の障害(注1)については、保険金をお支払いしません。 ①保険契約者もしくは被保険者(注2)またはこれらの事業場の責任者の故意 ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注3) ④核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性 （2）次のいずれかに該当する身体の障害については保険金をお支払いしません。 ①被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体の障害 ②風土病による身体の障害 ③職業性疾病(注6)による身体の障害 等 （注1）身体の障害には、これらの事由がなければ発生または拡大しなかった身体の障害を含みます。 （注2）保険契約者もしくは被保険者とは、保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。 （注3）暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。 （注4）核燃料物質には、使用済燃料を含みます。 （注5）核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。 （注6）職業性疾病とは、労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、被用者が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。 （例）粉塵（じん）による「じん肺」・著しい騒音による「耳の疾患」・タイピスト等の「手指のけいれん」・鉛、水銀、マンガン等による「中毒」・アスベストによる「中皮腫」 **＜法定外補償条項＞のみ** （1）次のいずれかに該当する身体の障害については保険金をお支払いしません。 ①被用者の故意、または被用者の重大な過失のみによって、その被用者本人が被った身体の障害 ②被用者が次のいずれかに該当する間に、その被用者本人が被った身体の障害 ア.法令に定められた運転資格(注1)を持たないで自動車等を運転している間 イ.酒気を帯びた状態(注2)で自動車等を運転している間 ウ.麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ③被用者の故意の犯罪行為によってその被用者本人が被った身体の障害 等 （2）労働基準法第76条第1項または船員法第91条第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対しては、保険金をお支払いしません。 （注1）法令に定められた運転資格とは、運転する地における法令によるものをいいます。 （注2）酒気を帯びた状態とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態をいいます。
後遺障害に対する法定外補償保険金		被用者が業務上または通勤途上の災害(注1)によって後遺障害（政府労災保険の第1級～第14級）を被った場合にお支払いする保険金です。(注2) （注1）通勤途上の災害は、「通勤災害補償特約」をセットした場合のみ保険金をお支払いします。 （注2）「死亡に対する法定外補償保険金」と、「後遺障害に対する法定外補償保険金」は重ねてはお支払いしません。いずれか高い金額を限度とします。	
休業に対する法定外補償保険金		被用者が業務上または通勤途上の災害(注1)による身体の障害によって休業し、賃金の支払いを受けられない場合にお支払いする保険金です。休業し、賃金の支払いを受けられない日の第4日目以降が対象で、1,092日分を限度とします。 （注1）通勤途上の災害は、「通勤災害補償特約」をセットした場合のみ保険金をお支払いします。	
災害付帯費用保険金（災害付帯費用補償特約）	被用者が業務上または通勤途上の災害(注)によって、身体の障害を被り、死亡に対する法定外補償保険金、後遺障害（政府労災保険の第1級～第7級）に対する法定外補償保険金をお支払いした場合 （注）通勤途上の災害は、「通勤災害補償特約」をセットした場合のみ保険金をお支払いします。	「死亡に対する法定外補償保険金」、「後遺障害（政府労災保険の第1級～第7級）に対する法定外補償保険金」をお支払いする場合に、被保険者が負担する香典、葬儀費用等の支出を余儀なくされた費用を支払限度額まで実費でお支払いします。	

＊生命保険や傷害保険から受け取る保険金に関係なく、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
上記の保険金について、ご加入内容に基づき保険金をお支払いします。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までご照会ください。
＊被保険者が、被災した被用者またはその遺族に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被災した被用者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。
＊上記は普通保険約款で定めたものであり、これ以外にも保険金をお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細および用語の定義は、普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので、必ずご確認ください。

＜使用者賠償責任条項＞

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
被用者または その遺族に 支払うべき 賠償保険金	被用者が業務上の災害によって被った身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠償金(注)に対して、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。なお、労災保険法等によって給付が決定された場合に限ります。 (注) (1)損害賠償金には、政府労災保険等では給付の対象とならない慰謝料等が含まれます。 (2)損害賠償金は、次に掲げる金額の合算額を超える場合に限り、その超過額のみを賠償保険金としてお支払いします。 ①政府労災保険等から給付されるべき金額(特別支給金を含みません。) ②自賠責保険、自賠責共済または自動車損害賠償保障事業から支払われるべき金額 ③法定外補償規定等または法定外補償条項により、被保険者から被災した被用者またはその遺族に支払われる金額 被保険者が被災した被用者またはその遺族に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被災した被用者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。	政府労災保険等により保険給付がなされた場合に限り、保険金をお支払いします。 ①死亡や後遺障害における逸失利益、休業損失等の政府労災保険等および企業の法定外補償制度等により給付される金額を超過する額が対象となります。給付が年金の場合は一時金に換算します。 ②法律上の損害賠償責任による慰謝料がお支払いの対象となります。政府労災保険等では、慰謝料は給付の対象となっておりません。政府労災保険等にかわって自動車損害賠償責任保険等で支払われるべき金額がある場合は、その超過額が対象になります。	**＜法定外補償条項＞および** **＜使用者賠償責任条項＞共通** P.23をご覧ください。 **＜使用者賠償責任条項＞のみ** (1)次のいずれかに該当する損害賠償金または費用については、保険金をお支払いしません。 ①被保険者と被用者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合はその契約、または法定外補償規定等がある場合はその規定等がなければ被保険者が負担しない損害賠償金または費用 ②被保険者が個人の場合には、その被保険者と住居および生計をともにする親族が被った身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用 (2)労働基準法第76条第1項または船員法第91条第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金については、保険金をお支払いしません。 (3)労災保険法等によって給付を行った保険者が費用の徴収をすることにより、被保険者が負担する金額については保険金をお支払いしません。 等
賠償問題解決の ために要した 費用	被用者の業務上の事由によって被った身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために被保険者が負担する以下の費用をお支払いします。 (1)引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟、和解、調停または仲裁に要した費用(弁護士報酬を含みます。) (2)引受保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用 (3)引受保険会社の要求に従い、協力するために要した費用 (4)権利の保全または行使に必要な手続きを講じるために要した必要または有益な費用	法律上の損害賠償責任の解決のために被保険者が負担する以下の費用をお支払いします。 ①被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟、和解、調停または仲裁に要した費用(弁護士報酬を含みます。) ②被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した弁護士報酬等の費用 ①②については、事前に引受保険会社の書面による同意を必要とします。 ③被保険者が引受保険会社の要求に従い、協力するために要した費用 ④被保険者が他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使に必要な手続を講じるために要した必要または有益な費用	
初期対応費用 保険金 (初期対応費用 補償特約)	被用者の業務上の事由による身体の障害が日本国内で発生した際に、被保険者が緊急的に負担する災害の発生・拡大の防止または災害による損害賠償責任に関する争訟の解決についての必要かつ有益な費用に対し、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。	被用者の業務上の事由による身体の障害が日本国内で発生した際に、被保険者が緊急的に負担する災害の発生・拡大の防止または災害による損害賠償責任に関する争訟の解決についての必要かつ有益な費用(災害原因調査費用、清掃費用、被用者またはその遺族に慣習として支払った見舞金・香典　等)を対象に、保険金をお支払いします。	
訴訟対応費用 保険金 (訴訟対応費用 補償特約)	被用者の業務上の事由による身体の障害が日本国内で発生した際に、この保険契約で損害賠償金が支払対象となる訴訟、和解、調停または仲裁について被保険者が支出した必要かつ有益な費用に対し、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。	被用者の業務上の事由による身体の障害が日本国内で発生した際に、この保険契約で損害賠償金が支払対象となる訴訟、和解、調停または仲裁について被保険者が支出した必要かつ有益な費用(相手方当事者または裁判所に提供する文書作成費用、従業員への超過勤務手当　等)に対し、保険金をお支払いします。	

＊生命保険や傷害保険から受け取る保険金に関係なく、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
上記の保険金について、ご加入内容に基づき保険金をお支払いします。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までご照会ください。
＊被保険者が、被災した被用者またはその遺族に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被災した被用者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。
＊上記は普通保険約款で定めたものであり、これ以外にも保険金をお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細および用語の定義は、普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので、必ずご確認ください。

8 非常勤職員災害補償制度（準記名式契約（一部付保）特約セット団体総合生活補償保険（標準型））

9 理事長・施設長災害補償制度（団体総合生活補償保険（標準型））

共通事項

※印を付した用語については、P.27の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	傷害死亡保険金 ★傷害補償（標準型）特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 （注1）傷害死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 （注2）既にお支払いした傷害後遺障害保険金（特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症※に関する後遺障害保険金を含みます。）がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●入浴中の溺水※（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）※によって発生した肺炎 ●P.27の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ など （注）細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償（標準型）特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 ×約款所定の保険金支払割合（4%～100%） （注1）政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 （注2）被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 （注3）同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 （注4）既にお支払いした傷害後遺障害保険金（特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症※に関する後遺障害保険金を含みます。）がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	傷害入院保険金 ★傷害補償（標準型）特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、入院※された場合（以下、この状態を「傷害入院」といいます。）	傷害入院保険金日額×傷害入院の日数 （注1）事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院※に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 （注2）傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。 （注3）【❾理事長・施設長災害補償制度】Ⅰ型には傷害入院保険金および傷害手術保険金支払日数延長（730日）特約がセットされているため、傷害入院保険金の支払限度日数およびお支払いの対象となる期間を730日に延長します。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院※された場合に限ります。	
	傷害手術保険金 ★傷害補償（標準型）特約	保険期間中の事故によるケガ※の治療※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術※を受けられた場合 （注）【❾理事長・施設長災害補償制度】Ⅰ型には傷害入院保険金および傷害手術保険金支払日数延長（730日）特約がセットされているため、事故の発生の日からその日を含めて730日以内に手術※を受けられた場合に手術保険金をお支払いします。	① 入院※中に受けた手術※の場合 傷害入院保険金日額×10 ② ①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額×5 （注）1事故に基づくケガ※について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガについて①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	
	傷害通院保険金 ★傷害補償（標準型）特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、通院※された場合（以下、この状態を「傷害通院」といいます。） （注）通院されない場合で、骨折、脱臼、靱（じん）帯損傷等のケガを被った所定の部位※を固定するために医師※の指示によりギプス等※を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。	傷害通院保険金日額×傷害通院の日数 （注1）事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院※に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。 （注2）傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 （注3）傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
特定感染症による後遺障害保険金 **★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約** **（制度❾Ⅱ型のみ）**	保険期間中に特定感染症※を発病※し、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 ×約款所定の保険金支払割合（4%～100%） （注1）政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、特定感染症※による後遺障害保険金をお支払いします。 （注2）被保険者が発病※の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、発病の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、特定感染症による後遺障害保険金をお支払いします。 （注3）同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 （注4）既にお支払いした傷害後遺障害保険金または特定感染症による後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金および特定感染症による後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金および特定感染症による後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による特定感染症※の発病※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による特定感染症の発病 ●戦争、その他の変乱※、暴動による特定感染症の発病（テロ行為による特定感染症の発病は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による特定感染症の発病 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による特定感染症の発病 ●傷害保険金をお支払いすべきケガ※による特定感染症 ●保険責任開始日からその日を含めて10日以内の特定感染症の発病（ただし、この保険契約が特定感染症を補償する継続契約の場合は、保険金の支払対象となります。） など
特定感染症による入院保険金 **★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約** **（制度❾Ⅱ型のみ）**	保険期間中に特定感染症※を発病※し、その直接の結果として、次のいずれかに該当した場合（以下、この状態を「感染症入院」といいます。） ①入院※した場合 ②感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第2項の規定による就業制限が課された場合	傷害入院保険金日額×感染症入院の日数 （注1）特定感染症※を発病※した日からその日を含めて180日を経過した後の感染症入院に対しては、特定感染症による入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする感染症入院の日数は180日が限度となります。 （注2）傷害入院保険金または特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症による入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症による入院保険金を重ねてはお支払いしません。 （注3）特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
特定感染症による通院保険金 **★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約** **（制度❾Ⅱ型のみ）**	保険期間中に特定感染症※を発病※し、その特定感染症のため通院※された場合 （以下、この状態を「感染症通院」といいます。）	傷害通院保険金日額×感染症通院の日数 （注1）特定感染症※を発病※した日からその日を含めて180日を経過した後の感染症通院に対しては、特定感染症による通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする感染症通院の日数は90日が限度となります。 （注2）傷害入院保険金または特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中に通院※された場合は、特定感染症による通院保険金をお支払いしません。 （注3）傷害通院保険金または特定感染症による通院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症による通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症による通院保険金を重ねてはお支払いしません。 （注4）特定感染症による通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	
特定感染症による葬祭費用保険金 **★特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約** **（制度❾Ⅱ型のみ）**	補償対象者（＊）が保険期間中に特定感染症※を発病※し、その特定感染症のため、特定感染症の発病の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 （＊）「補償対象者」とは、傷害補償特約における被保険者をいいます。	被保険者（保険契約者または補償対象者の親族※）が葬祭費用を負担したことによって被った損害に対して、補償対象者1名につき300万円を限度として、その費用の負担者に保険金をお支払いします。 （注）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者、補償対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による特定感染症※の発病※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による特定感染症の発病 ●戦争、その他の変乱※、暴動による特定感染症の発病（テロ行為による特定感染症の発病は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による特定感染症の発病 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による特定感染症の発病 ●傷害保険金をお支払いすべきケガ※による特定感染症 ●保険責任開始日からその日を含めて10日以内の特定感染症の発病（ただし、この保険契約が特定感染症を補償する継続契約の場合は、保険金の支払対象となります。） など

●柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

【特約の説明】

制度	セットする特約	特約の説明
【❽非常勤職員災害補償制度】の場合	就業中のみの傷害危険補償（事業主・役員・従業員）特約	次に掲げるケガ※に限り、傷害保険金をお支払いします。 被保険者が職業または職務に従事している間（通常の通勤途上を含みます。）のケガ
	準記名式契約（一部付保）（職名等別保険金額）特約	被保険者となり得る方の名簿を保険契約者が備え付けることを条件として、ご加入時に被保険者の記名を省略し、被保険者の人数でご加入いただくことができる特約です。保険契約者と一定の関係にある方全員を被保険者としてご指定いただき、その1日あたりの最高稼働人数を被保険者数とします。
【❾理事長・施設長災害補償制度】Ⅰ型の場合	傷害入院保険金および傷害手術保険金支払日数延長（730日）特約	傷害入院保険金の支払限度日数およびお支払いの対象となる期間を180日から730日に延長します。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院※された場合に限ります。傷害手術保険金については、事故の発生の日からその日を含めて730日以内に手術※を受けた場合にお支払いします。
【制度❽❾】共通	条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

※印の用語のご説明

●「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

●「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

特約名称	特約固有の「医師」の範囲
特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約	補償対象者および被保険者以外の医師

●「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。）をいいます。

●「競技等」とは、競技、競争、興行(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
（＊）いずれもそのための練習を含みます。

●「行事に参加している間」とは、加入者証記載の行事に参加するために集合地に集合した時から所定の解散地で解散するまでの間で、かつ、責任者の管理下にある間をいいます。ただし、いかなる場合においても宿泊のため宿泊施設に入ってから行事参加のため宿泊施設を出るまでの間は含みません。

●「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。

●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状(*1)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
①細菌性食中毒(*2)　②ウイルス性食中毒(*2)
（＊1）継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
（＊2）食中毒補償特約または食中毒補償特約（学校契約団体傷害保険特約用）がセットされている場合は、お支払いの対象となります。なお、行事参加者の傷害危険補償特約に食中毒補償特約がセットされている場合は行事参加中、食中毒補償特約（学校契約団体傷害保険特約用）がセットされている場合は学校の管理下中（約款所定の条件に該当する間をいいます。）に細菌性食中毒またはウイルス性食中毒の原因となった食物を摂取した場合に限り保険金をお支払いします。

●「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。
・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱
・長管骨に接続する上肢または下肢の３大関節部分（中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。）。ただし、長管骨を含めギプス等※の固定具を装着した場合に限ります。
・肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限ります。

●「後遺障害」とは、治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないものを除きます。

●「公的医療保険制度」とは、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、船員保険法および高齢者の医療の確保に関する法律のいずれかに基づく医療保険制度をいいます。

●「誤嚥（えん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。

●「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

●「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。

●「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
①公的医療保険制度※における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(*1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
②先進医療※に該当する診療行為(*2)
（＊1）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
（＊2）②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

●「乗用具」とは、自動車等※、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。

●「先進医療」とは、手術※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。

●「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

●「治療」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

●「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療※を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を１回算定された場合は、最初の１回のみ通院したものとみなします。

●「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。

●「入院」とは、自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。

●「特定感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。
①一類感染症
②二類感染症
③三類感染症
④指定感染症(*)
（＊）指定感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。

●「発病」とは、医師※が診断(*)した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。
（＊）人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

●「親族」とは、６親等内の血族、配偶者※および３親等内の姻族をいいます。

●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

補償対象外となる運動等

山岳登はん(*1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(*2)操縦(*3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(*4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗　その他これらに類する危険な運動
（＊1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含み、登る壁の高さが５m以下であるボルダリングは含みません。）をいいます。
（＊2）グライダーおよび飛行船は含みません。
（＊3）職務として操縦する場合は含みません。
（＊4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

❶保育施設賠償責任補償制度　❷エレベータ賠償責任補償制度

2021年10月1日以降始期契約用 各種賠償責任保険を ご加入いただくお客さまへ **重要事項の ご説明**	この書面では施設所有（管理）者賠償責任保険、昇降機賠償責任保険、生産物賠償責任保険、受託者賠償責任保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。 お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。 ご加入の内容は、普通保険約款およびご加入の保険種類ごとの特別約款・特約（以下「普通保険約款・特約」といいます。）によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。 申込人と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。 ※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管してくださいますようお願いいたします。

契約概要の ご説明	ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いします。この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1.商品の仕組み

	保険の種類	商品の仕組み
❶	施設所有（管理）者賠償責任保険 生産物賠償責任保険 受託者賠償責任保険	賠償責任保険普通保険約款 ＋保険法の適用に関する特約（自動セット） ＋賠償責任保険追加特約（自動セット） ＋追加被保険者特約 （大阪府社会福祉協議会用） ＋施設所有（管理）者特別約款 ＋漏水補償特約（施設用） ＋特定感染症緊急対応費用補償特約 ＋被害者治療費等補償特約（保育用） ＋生産物特別約款 ＋受託者特別約款
❷	昇降機賠償責任保険	賠償責任保険普通保険約款 ＋保険法の適用に関する特約（自動セット） ＋賠償責任保険追加特約（自動セット） ＋昇降機特別約款

2.引受条件等

（1）補償内容

①被保険者

保険の種類	施設所有（管理）者賠償責任保険 昇降機賠償責任保険 生産物賠償責任保険 受託者賠償責任保険
被保険者 （ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。）	加入申込票(注)の施設名・代表者または法人名欄に記載された方が被保険者となります。

ただし、適用される普通保険約款および特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

（注）引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

②保険金をお支払いする主な場合

パンフレット本文（「保育施設のための社会福祉施設・事業者総合補償制度」。以下「パンフレット」といいます。）の「保険金をお支払いする主な場合」のページをご参照ください。

③お支払いの対象となる損害

パンフレットの「お支払いの対象となる損害」のページをご参照ください。

④保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

パンフレットの「保険金をお支払いしない主な場合」のページを参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

（2）セットできる主な特約

この保険契約にはお客さまの任意でセットできる特約はありません。

（3）保険期間および補償の開始・終了時期

①保険期間

保険期間は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、パンフレットまたは加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

②補償の開始

始期日の午後4時（加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に補償を開始します。

③補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

（4）支払限度額等

パンフレットをご参照ください。

3.保険料の決定の仕組みと払込方法等

（1）保険料の決定の仕組み

保険料(注)は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険料(注)につきましては、パンフレットまたは加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

（注）申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

（2）保険料の払込方法

パンフレットをご参照ください。

4.満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5.解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還しますが、始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。注意喚起情報のご説明 の「６．解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いします。
この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1.クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)

このご契約は、社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会が保険契約者となる団体契約であることから、クーリングオフの対象ではありません。

2.告知義務・通知義務等

(1)ご加入時における注意事項(告知義務ー加入申込票の記載上の注意事項)

特にご注意ください

①申込人または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
②告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票(注)に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票(注)の記載内容を必ずご確認ください。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、保険金額等)を告知してください。
補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者また引受保険会社までお問合わせください。
(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

(2)ご加入後における注意事項(通知義務等)

特にご注意ください

①ご加入後、次の事実が発生した場合には、あらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)ご加入の代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。
ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

○加入申込票の「※」印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
○ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

②ご加入後、次の事実が発生する場合は、ご加入内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

◇加入者証記載の住所または電話番号を変更する場合
◇上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

3.保険期間および補償の開始・終了時期

(1)保険期間
保険期間は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、パンフレットまたは加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

(2)補償の開始
始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。

(3)補償の終了
満期日の午後4時に終了します。

4.保険金をお支払いしない主な場合等

(1)保険金をお支払いしない主な場合
パンフレットをご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除
次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
①保険契約者または被保険者が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
②被保険者が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5.保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

保険料は、パンフレット記載の方法により払い込んでください。**パンフレット記載の方法により保険料を払い込んでいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、契約を解除する場合があります。**

6.解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

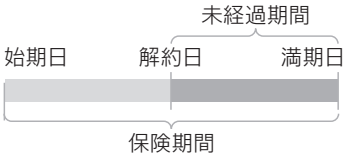

■ご加入の脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間(右図をご参照ください。)分よりも少なくなります。たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金は払い込んでいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。
■始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

7.保険会社破綻時等の取扱い

パンフレットをご参照ください。

8．契約取扱者の権限

パンフレットをご参照ください。

9．個人情報の取扱い

パンフレットをご参照ください。

この保険商品に関するお問合わせは

代理店・扱者　株式会社　島本保険事務所
〒541-0056　大阪市中央区久太郎町4-1-3
大阪センタービル2階
TEL：06-6252-4520
FAX：06-6245-4686

保険に関するご相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」
0120-632-277(無料)

チャットサポートなどの各種サービス
こちらからアクセスできます。
https://www.ms-ins.com/contact/cc/

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人　日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808 〔ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)〕

・受付時間[平日9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
・おかけ間違いにご注意ください。
・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)

事故が起こった場合の手続

(1)事故にあわれたときの引受保険会社へのご連絡等

事故が発生した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

①損害の発生および拡大の防止
②相手の確認
③目撃者の確認

万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

事故は　いち早く
0120-258-189（無料）

(2)保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出いただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1)引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2)引受保険会社所定の事故内容報告書 、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類(注) (注)事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類
(3)損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類	
①他人の身体障害の程度 、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本
②他人の財物損壊(財物の使用不能による間接損害を含みます。)の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証(写)、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部(個人)事項証明書
③①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	
④損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証(兼)念書
(4)被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5)その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
①保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします(注3)
(注1)保険金請求に必要な書類は、前ページの表をご覧ください。
(注2)保険金をお支払いする事由発生の有無 、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
(注3)必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約軟および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。
■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。
■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

(3)示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。

この保険では、引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円滑に解決するようご相談に応じさせていただきます。
なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

❸保育施設事故見舞金制度
❹「民間保育園の子育て支援事業」参加者傷害補償制度

傷害保険（行事（レクリエーション）参加者、学校契約団体等用）をご加入いただくお客さまへ

重要事項のご説明

契約概要のご説明

●ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
●申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の項目につき被保険者の方にも必ずご説明ください。
●この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。
詳細については「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」に記載しています。必要に応じて代理店・扱者または引受保険会社へご請求ください。
●契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
●この書面は、ご加入後も保管してください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1.商品の仕組みおよび引受条件等

（1）商品の仕組み

この保険は、保険期間中に被保険者が事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。それぞれの商品の概要、被保険者の範囲は次のとおりです。

商品名	概要	被保険者の範囲
❸保育施設事故見舞金制度 学校契約団体傷害保険 ★学校契約団体傷害保険（学校の管理下のみ補償）（フランチャイズなし）特約付普通傷害保険	学校の管理下にある間の事故を補償する契約です。	所定の学校等に所属する園児、児童、生徒または学生全員
❹「民間保育園の子育て支援事業」参加者傷害補償制度 行事（レクリエーション）参加者の傷害危険補償契約 ★行事参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険	行事（レクリエーション）に参加するため所定の集合地に集合した時から所定の解散地で解散するまでの間で、かつ責任者の管理下にある間の事故を補償する準記名式契約です。	行事（レクリエーション）の参加者全員

（2）補償内容

保険金をお支払いする場合はパンフレットのとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。
■保険金をお支払いする場合（支払事由）
パンフレットをご参照ください。
■保険金のお支払額
パンフレットをご参照ください。
■保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）
パンフレットをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

（3）セットできる主な特約およびその概要

パンフレットをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

（4）保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、パンフレットにてご確認ください。

（5）引受条件

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、各制度の保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。
・保険金額は被保険者の年令・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

2.保険料

保険料は保険金額・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、各制度ごとのパンフレットの該当ページおよび加入申込票の各制度ごとの保険料欄にてご確認ください。

3.保険料の払込方法について

パンフレットをご参照ください。

4.満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5.解約返れい金の有無

解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたします。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。「注意喚起情報のご説明」の「7．解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

●ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
●申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
●この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款（傷害保険普通保険約款）・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
●契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1.クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険の保険期間は1年以下であることから、ご契約のお申込み後にご契約の撤回または解除（クーリングオフ）を行うことはできません。

2.告知義務等

（1）ご加入時における注意事項
（告知義務－加入申込票の記入上の注意事項）

申込人、被保険者（補償の対象者）には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの（告知事項）について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、代理店・扱者には告知受領権があります（代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。）。加入申込票に記載された内容のうち、※印のついている項目が告知事項です。この項目が、故意または重大な過失によって事実と異なっている場合、または事実を記入しなかった場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票の記入内容を必ずご確認ください。
［告知事項］
①被保険者数
②学校名
③他の保険契約等(＊)に関する情報
（＊）同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2)その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票等の保険金請求歴欄にその内容を必ず記入してください。
(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	死亡保険金	・死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)行事(レクリエーション)参加者の傷害危険補償契約、学校契約団体傷害保険契約(被保険者名を記載しない方式)については、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定めることはできません。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないことになります。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約の解約(*)を求めることができます。この場合は、保険契約者はこの保険契約を解約(*)しなければなりません。

①この保険契約の被保険者となることについて、同意していなかったとき
②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとしたこと。
・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき
⑥保険契約者と被保険者との間の関係の終了等により、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき
また、①の場合は、被保険者が引受保険会社にこの保険契約の解約(*)を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(*)解約する範囲は、その被保険者に係る部分とします。

■特約の補償重複
この保険契約では、補償が重複した場合でも、他の保険契約の有無や他の保険契約の内容に関係なく、保険金をお支払いします。ただし、他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合を除きます。

3.補償の開始時期

学校契約団体傷害保険契約は始期日の午後4時、行事(レクリエーション)参加者の傷害危険補償契約は始期日の午前0時に補償を開始します。
保険料はパンフレット記載の方法により払込みください。
パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4.保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとしたこと。
②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと

5.保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、所定の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6.失効について

ご加入後に、被保険者になるべき方の全員が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7.解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社にお申出ください。

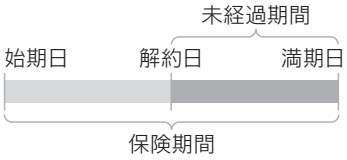

■解約の条件によって脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

■始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。

8.保険会社破綻時等の取扱い

パンフレットをご参照ください。

9.個人情報の取扱いについて

パンフレットをご参照ください。

この保険商品に関するお問合わせは

代理店・扱者

(幹事代理店)　株式会社　島本保険事務所
TEL：06-6252-4520

(非幹事代理店)　社会福祉法人　大阪府社会福祉協議会
総務企画部　保険事業グループ
TEL：06-6766-7377

万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」
事故は　いち早く
0120-258-189 (無料)

保険に関するご相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」
0120-632-277 (無料)

チャットサポートなどの各種サービス
こちらからアクセスできます。
https://www.ms-ins.com/contact/cc/

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人　日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808 〔ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)〕

・受付時間[平日9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
・おかけ間違いにご注意ください。
・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html

❺従業員等の不誠実行為損害補償制度

2021年10月1日以降始期契約用
身元信用保険を
ご加入いただくお客さまへ

重要事項のご説明

■この書面は、身元信用保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご加入前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いします。
■お申込みいただく際には、加入申込票等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。
■この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特別約款・特約(注)に記載していますのでご確認ください。
(注)特約　この保険契約にかかわる契約書(特約書・覚書等)を含みます。
■普通保険約款・特別約款・特約が必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。
■申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
■この書面は、ご加入後も保管してください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

契約概要　保険商品の内容をご理解いただくための事項
注意喚起情報　ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご加入前におけるご確認事項

1.商品の仕組み 契約概要

身元信用保険普通保険約款＋各種特別約款(注1)＋各種特約(注2)

(注1)ご契約内容に応じて「記名式共通契約」、「記名式一般契約」、「無記名式共通契約」、「無記名式一般契約」などの特別約款がセットされます。
(注2)セットできる主な特約については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。なお、次の特約はすべてのご契約に自動的にセットされます。
・サイバーインシデント補償対象外特約
・サイバーインシデント補償特約

自動セットされる「サイバーインシデント補償対象外特約」に「サイバーインシデント補償特約」があわせて自動セットされることにより、サイバーインシデントによる損害については、他の「保険金をお支払いしない場合」に該当しない限り補償の対象となります。

2.引受条件等

(1)補償内容

①被保険者 契約概要

被保険者は、加入申込票の「施設名・代表者」または「法人名」欄に記載された方となります。この保険で被保険者とすることができるのは法人その他の団体に限ります。

②保険金をお支払いする主な場合 契約概要 注意喚起情報

パンフレットをご参照ください。

③被保証人 契約概要

加入申込票の「被保証人」欄(加入申込票に被保証人名を記載した明細書が添付される場合はその明細書)に記載された者のみが被保証人となります。被保証人は、被保険者と雇用またはこれに準ずる一定の関係にある者に限られます。ただし、被保険者との間でこれらの関係がある場合でも、過去に被保険者に対して不誠実行為を行った前歴のある者は、被保証人とはみなしません。また、次の場合にはその時に被保証人の地位を失います。
a.被保険者との間で雇用またはこれに準ずる一定の関係が消滅した場合
b.申込人または被保険者が、保険期間中に特定の被保証人の不誠実行為を知った場合被保証人に関する条件については、適用される特別約款・特約により異なる場合があります。詳細は普通保険約款・特別約款・特約でご確認ください。

④お支払いする保険金 契約概要 注意喚起情報

パンフレットをご参照ください。

⑤保険金をお支払いしない主な場合 契約概要 注意喚起情報

パンフレットをご参照ください。

(2)セットできる主な特約 契約概要

この保険契約にはお客さまの任意でセットできる特約はありません。

(3)引受条件(支払限度額および免責金額の設定)

契約概要 注意喚起情報

お客さまが実際にご加入いただく支払限度額および免責金額につきましては、パンフレットの「支払限度額」欄および「免責金額」欄にてご確認ください。
なお、お支払いする保険金のうち、「P21　お支払いする保険金b.」については、特約に別の規定がある場合を除き、原則として支払限度額の適用はありません。
詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

(4)保険期間および補償の開始時期 契約概要 注意喚起情報

①保険期間
保険期間は、原則として1年間です。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。
②補償の開始
始期日の午前0時に補償を開始します。保険料はパンフレット記載の方法により払込みください。特約により保険料の払込みが猶予される場合を除いて、ご契約と同時に払い込んでください。**保険期間が始まった後でも、保険料の払込みを怠った場合、始期日から代理店・扱者または引受保険会社が保険料を領収するまでの間に生じた不誠実行為による損害に対しては保険金をお支払いしません。**

3.保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1)保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料(申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。)は、被保証人数、支払限度額、免責金額、保険期間および過去の不誠実行為の発生状況等によって決定されます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、パンフレットまたは加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

(2)保険料の払込方法

パンフレットをご参照ください。

(3)保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

保険料は、パンフレットに記載の方法により払込んでください。
パンフレットに記載の方法による保険料の払込みがない場合、不誠実行為が発生しても保険金をお支払いしません。
また、ご契約を解除する場合があります。

4.満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

ご加入時におけるご注意事項

1.告知義務(ご契約時にお申出いただく事項) 注意喚起情報

(1)申込人および被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

(2)告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、**加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目です。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。**

(3)この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等に既にご加入されている場合、「償補の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、支払限度額等)を告知してください。
補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

2.クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)

注意喚起情報

この保険は、ご加入のお申込み後に、お申込みの撤回または契約の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

3.その他

保険料算出(確定)のための確認資料

ご契約の際に、保険料を算出(確定)するために必要な資料を引受保険会社にご提出いただきます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

ご加入後におけるご注意事項

1.通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項) 注意喚起情報

(1)ご加入後、次の事実が発生した場合は、あらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)ご契約の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。
ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】
①加入申込票に被保証人名を記載してお引受けする契約方式において、被保険者との間で雇用またはこれに準ずる関係が消滅したことにより、被保証人の地位が消滅した者があった場合
②被保証人について範囲のみを保険証券で定め、その範囲に属する者すべてを被保証人とする契約方式において、その被保証人の数が1割を超えて増加または減少した場合
③ご加入時にご提出いただいた告知書、加入申込票等の記載内容に変更が生じた場合

(2)次の事実が発生する場合は、ご加入内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

①加入者証記載の住所、電話番号を変更する場合
②支払限度額の増額、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

2.解約と解約返れい金 契約概要 注意喚起情報

(1)脱退(解約)する場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

(2)脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

(3)始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

(4)脱退(解約)する場合、払込みいただいた保険料が最低保険料未満のときは、その差額をご請求することがあります。

(5)詳細は普通保険約款・特別約款・特約でご確認ください。

3.加入者証の確認・保管

ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管ください。

4.保険料の精算および保険料算出(確定)のための確認資料について

被保証人数等の見込数値に基づく予納保険料を引受保険会社に払い込みいただくご契約の場合は、これらの数値が確定した後、保険料の精算を行う必要があります(注)。保険料の精算の際に、保険料を算出(確定)するために必要な資料を引受保険会社にご提出いただきます。実績数値に基づき算出された確定保険料(最低保険料に達しないときは最低保険料)と予納保険料とに過不足があるときは、その差額を精算させていただきます。
(注)ご契約を解約される場合にも、保険料の精算を行う必要があります。

5.示談交渉について 注意喚起情報

被保証人の不誠実行為により被保険者以外の者が被った財産上の直接の積極的損害に対して、被保険者が損害賠償責任を負う事態が発生した場合、この保険では、引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行いません。ただし、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきますので、示談交渉を行うにあたっては必ず引受保険会社にご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

その他ご留意いただきたいこと

1.不誠実行為または損害が発生した場合

(1)不誠実行為または損害が発生した場合の引受保険会社へのご連絡等

不誠実行為または損害が発生した場合、遅滞なく、次の事項をご加入の代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

①不誠実行為発生の日時　②不誠実行為の状況・原因　③損害の額

ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

(2)保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出いただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
①引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
②被保証人との雇用またはこれに準ずる一定の関係を確認できる書類	社員原簿(写)、雇用契約書(写)
③不誠実行為が行われたことを確認できる書類	警察の被害(告訴)受理証明、盗難届出受理証明、被保険者の社内報告書
④損害の額の内容および金額を確認できる書類	損害を被った金銭・有価証券・商品等の明細、損害の額を証明する被保険者の社内帳票
⑤損害の発生および拡大の防止ならびに被保証人または第三者に対する損害賠償請求権の保全および行使に必要な手続のために、被保険者が引受保険会社の承認を得て支出した必要または有益な費用の内容および金額を確認できる書類	被保険者が支出した費用の内容および金額を確認できる請求書、領収証
⑥被保険者が被保証人に対して俸給、手数料、保証金その他の債務を有する場合は、その内容および金額を確認できる書類	賃金台帳(写)、保証金預り証(写)
⑦不誠実行為日以降に回収した金額を確認できる書類	回収金明細書
⑧被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に関して、損害賠償責任の額を示す書類および損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類	示談書(写)、被害者からの賠償金の領収証、判決文
⑨その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	印鑑証明書、代表者資格証明書、委任状

(3)保険金のお支払時期

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします。(注3)

(注1)保険金請求に必要な書類は、(2)をご覧ください。

(注2)保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3)必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に通知します。

(4)保険金請求権の時効

保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特別約款・特約でご確認ください。

(5)先取特権

被保証人の不誠実行為により被保険者以外の者が被った財産上の直接の積極的損害に対して、被保険者が損害賠償責任を負う場合においては、損害賠償請求権者は、その損害賠償金に対する保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

2.重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

①申込人または被保険者が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
②被保険者が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③申込人または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
④上記のほか、申込人または被保険者が、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

3.継続契約について

(1)著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

(2)引受保険会社が、普通保険約款、特別約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特別約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることやご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

4.保険会社破綻時等の取扱い

パンフレットをご参照ください。

5．契約取扱者の権限

パンフレットをご参照ください。

6．個人情報の取扱い

パンフレットをご参照ください。

この保険商品に関するお問合わせは

代理店・扱者

(幹事代理店)　株式会社　島本保険事務所
TEL：06-6252-4520

(非幹事代理店)　社会福祉法人　大阪府社会福祉協議会
総務企画部　保険事業グループ
TEL：06-6766-7377

保険に関するご相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」
0120-632-277(無料)

チャットサポートなどの各種サービス
こちらからアクセスできます。
https://www.ms-ins.com/contact/cc/

万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

事故は　いち早く
0120-258-189(無料)

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人　日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808〔ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)〕

・受付時間[平日9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
・おかけ間違いにご注意ください。
・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)

❻施設職員労災上乗せ補償制度　❼使用者賠償責任補償制度

2021年10月1日以降始期契約用
労働災害総合保険を
ご加入いただくお客さまへ

重要事項のご説明

●この書面は労働災害総合保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご加入前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いします。
●お申込みいただく際には、加入申込票等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。
●この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款およびご加入の保険種類ごとの特約（以下「普通保険約款・特約」といいます。）に記載していますのでご確認ください。
●普通保険約款・特約が必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。
●申込人と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
●この書面は、ご加入後も保管してください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

契約概要　保険商品の内容をご理解いただくための事項
注意喚起情報　ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご加入前におけるご確認事項

1.商品の仕組みおよび引受条件等

（1）商品の仕組み　契約概要

労働災害総合保険普通保険約款 ＋ 自動セット特約（注1） ＋ 各種特約（注2）

使用者賠償責任条項
法定外補償条項
政府労災保険
} 労働災害総合保険の補償範囲

（注1）次の特約となります。
・労働災害総合保険特約
・条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約
・サイバーインシデント補償特約
（注2）・災害付帯費用補償特約
・通勤災害補償特約
・初期対応費用補償特約（使用者賠償責任条項）
・訴訟対応費用補償特約（使用者賠償責任条項）

（2）補償内容

■被保険者　契約概要
補償の内容によって、被保険者が異なります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

■補償の対象
「保育施設のための社会福祉施設・事業者総合補償制度」（以下「パンフレット」といいます。）の本文をご参照ください。

■保険金をお支払いする主な場合　契約概要
パンフレットをご参照ください。

■お支払いの対象となる保険金の種類　契約概要　注意喚起情報
パンフレットをご参照ください。

■保険金をお支払いしない主な場合　契約概要　注意喚起情報
パンフレットをご参照ください。

（3）複数のご契約があるお客さまへ　注意喚起情報

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（労働災害総合保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる身体の障害による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や支払限度額等を確認し、特約等の要否を判断のうえ、ご加入ください。
※複数あるご契約のうち、これらの特約等を１つのご契約のみにセットしている場合、契約を解約したとき等は、特約等の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約等＞

今回セットしていただく補償・特約	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①使用者賠償責任条項	・ビジネスＪネクスト 使用者賠償責任補償特約 ・ビジネスプロテクター/ビジネスプロテクター（建設業用） 使用者賠償責任補償特約
②災害付帯費用補償特約	ビジネスＪネクスト 事業者費用補償（定額型/ベーシック・実損型/ワイド・実損型）特約

（4）保険期間および補償の開始・終了時期　契約概要　注意喚起情報

①保険期間
パンフレットをご参照ください。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。
②補償の開始時期
始期日の午後４時（加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に補償を開始します。保険料（分割払の場合は、第１回分割保険料）は、保険料の払込みが猶予される場合（注）を除いて、ご加入と同時に払い込んでください。**保険期間が始まった後でも、保険料の払込みを怠った場合、始期日から代理店・扱者または引受保険会社が保険料を領収するまでの間に生じた身体の障害による損害に対しては保険金をお支払いしません。**
（注）保険料の払込みが猶予される場合の詳細については、「4.保険料の払込猶予期間等の取扱い」をご参照ください。
③補償の終了
満期日の午後４時に終了します。

（5）支払限度額等　契約概要　注意喚起情報

パンフレットをご参照ください。

2.保険料の決定の仕組み　契約概要

（1）保険料

保険料（注）は、支払限度額、事業の種類、保険料算出の基礎数値等によって決定されます。また、継続契約においては、過去の保険金のお支払実績等に基づく割増引が適用されます。詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合せください。お客さまが実際にご加入いただく保険料（注）につきましては、加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。
（注）申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

（2）割増引の合算適用

損害率による割増引（注）について団体契約として合算適用します。その他の割増引の詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合せください。
（注）割増引率は保険料および過去の損害率等により変動します。このため、加入状況および保険金のお支払い状況により翌年度の割増引率が変更となる場合があります。

3.保険料の払込方法　契約概要　注意喚起情報

パンフレットをご参照ください。

4.保険料の払込猶予期間等の取扱い　注意喚起情報

保険料は、パンフレットに記載の方法により払込んでください。**パンフレットに記載の方法による保険料の払込みがない場合、身体の障害による損害が発生しても保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。**

5.満期返れい金・契約者配当金　契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

重要事項のご説明

ご加入時におけるご注意事項

1.告知義務（ご加入時にお申出いただく事項） 注意喚起情報

申込人または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票(注)に記載された内容のうち、※印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票(注)の記載内容を必ずご確認ください。
（注）引受保険会社にこの保険契約のご加入の申込みをするために提出する書類をいい、ご加入に必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容（保険の種類、支払限度額等）を告知してください。
補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

2.クーリングオフ（ご加入申込みの撤回等） 注意喚起情報

この保険は、ご加入のお申込み後に、お申込みの撤回または契約の解除（クーリングオフ）を行うことはできません。

3.その他

保険料算出（確定）のための確認資料（「保険料確定特約」をセットした契約）

「保険料確定特約」をセットすることにより、保険料が次のいずれかによって定められている場合は、ご加入の際に保険料を算出（確定）するために必要な賃金総額、平均被用者数または請負金額についての資料(注)を引受保険会社にご提出いただきます。
○ご加入時点で把握可能な最近の「労働保険年度（1年間）」もしくは「会計年度（1年間）」における実績数値
詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
（注）実績数値の記載がある申込人（または被保険者）作成資料の写しおよび引受保険会社様式による「告知書」をいいます。

ご加入後におけるご注意事項

1.通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項） 注意喚起情報

①ご加入後、次の事実が発生した場合はあらかじめ（事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく）ご契約の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】
○加入申込票の「※」印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
○ご加入時にご提出いただいた告知書・加入申込票等の記載内容に変更が生じる場合

②次の事実が発生する場合は、ご加入内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

○加入者証記載の住所または電話番号を変更する場合
○上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

2.解約と解約返れい金 契約概要 注意喚起情報

この保険契約を脱退（解約）する場合は、ご契約の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

■脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険料が賃金によって定められる場合は既経過期間（右図をご参照ください。）中に支払った賃金総額に基づき算出した保険料、被用者数によって定められる場合は既経過期間中の平均被用者数に基づき脱退（解約）の条件によって、脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

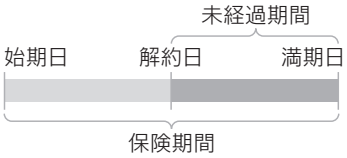

■始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。

3.加入者証の確認・保管

ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

4.失効について 注意喚起情報

この保険契約が失効した場合、未経過期間分の保険料を返還します。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

5.保険料の精算および保険料算出（確定）のための確認資料

新規事業者等でご加入時に把握可能な最近の労働保険年度の実績がなく、保険料が見込の賃金総額、平均被用者数等によって定められている場合は、これらの数値が確定した後、保険料の精算を行う必要があります。(注1)保険料の精算の際に、保険料を算出（確定）するために必要な資料(注2)を引受保険会社にご提出いただきます。実績数値に基づき算出された確定保険料と暫定保険料に過不足があるときは、その差額を精算させていただきます。
（注1）この保険契約から脱退（解約）される場合にも、保険料の精算を行う必要があります。
（注2）実績数値の記載がある申込人（または被保険者）作成資料の写しおよび引受保険会社様式による「通知書」をいいます。

6.調査について

保険契約に関して、必要な調査をさせていただくことがあります。この調査を正当な理由なく拒んだ場合は、ご契約を解除することがあります。

その他ご留意いただきたいこと

1.契約取扱者の権限 注意喚起情報

パンフレットをご参照ください。

2.保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報

パンフレットをご参照ください。

3.個人情報の取扱いについて 注意喚起情報

パンフレットをご参照ください。

4.継続契約について

①著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
②引受保険会社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることやご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

5.重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
①申込人または被保険者が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として身体の障害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
②被保険者が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③申込人または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

6.災害が起こった場合

(1)災害が起こった場合の引受保険会社へのご連絡等

災害が起こった場合、次の処置を行ったうえで、遅滞なくご契約の代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

災害の拡大の防止および軽減	**万一、災害が起こった場合は** 遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。 **24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」** 事故は　いち早く **0120-258-189（無料）**

ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

(2)保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方には、次表のうち引受保険会社が求める書類をご提出いただく必要があります。
なお、必要に応じて次表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1)引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2)災害の発生状況を確認できる書類	労働者死傷病報告(写)
(3)労災保険法等の支給請求書(写)	遺族補償年金(一時金)支給請求書、障害補償給付支給請求書、休業補償給付支給請求書
(4)労災保険法等の支給決定通知書(写)	労災保険法等の支給決定通知書(写)・年金証書(写)
(5)被用者の死亡に伴う保険金請求の場合には、死亡診断書または死体検案書	死亡診断書、死体検案書、遺族補償年金(一時金)支給請求書
(6)被用者の後遺障害に伴う保険金請求の場合には、障害の程度を証明する医師の診断書	引受保険会社所定の後遺障害診断書、レントゲンフィルム等検査資料その他の後遺障害による損害の額を示す書類、障害補償給付支給請求書
(7)被用者の休業に伴う保険金請求の場合には、被保険者の休業証明書(賃金不払を証明するもの)	被保険者の休業証明書、休業補償給付支給請求書
(8)被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、その法定外補償規定(写)	法定外補償規定(写)
(9)法定外補償条項の保険金請求の場合には、被保険者が支払ったまたは支払責任を負担した災害補償金の額を証明する書類	労働災害補償金受領書、補償金の振込伝票(控)、示談書(写)
(10)使用者賠償責任条項の保険金請求の場合には、損害賠償金額および費用を証明する書類	損害賠償金額および費用を証明する書類
(11)使用者賠償責任条項の保険金請求の場合には、被保険者が被用者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類	被保険者が被用者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
(12)その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
(ア)保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
(イ)引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
(ウ)他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
(エ)保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証明する書類および委任した方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書
(オ)平均賃金(給付基礎日額)の算定内容を確認する書類	平均賃金算定内訳
(カ)交通事故の場合は、事故発生状況の確認のために労働基準監督署に提出された交通事故証明書(写)	交通事故証明書(写)
(キ)被用者が車両運転・操縦中の事故の場合は、運転免許・法令資格が確認できる書類	運転免許証(写)、労働安全衛生法による技能講習修了証明書(写)
(ク)通勤災害補償特約をセットした場合で、通勤災害における交通事故等、第三者の加害行為による災害の場合は、労働基準監督署に提出された第三者加害行為届(写)	第三者加害行為届(写)
(ケ)下請負人補償特約をセットした場合は、被保険者から下請負人への発注・受注を確認する書類	発注・受注の請負契約書等
(コ)災害付帯費用補償特約をセットした場合は、被保険者が負担した香典、葬儀、花輪代等の諸費用の額を確認する書類	香典、葬儀、花輪代等の費用明細等

(3)保険金のお支払時期

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします。(注3)
(注1)保険金請求に必要な書類は、(2)の表をご覧ください。
(注2)保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
(注3)必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

(4)保険金請求権の時効

保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

(5)先取特権

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

(6)示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください(使用者賠償責任条項をセットした場合)。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う災害が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

この保険商品に関するお問合わせは

代理店・扱者
(幹事代理店)　株式会社　島本保険事務所
TEL：06-6252-4520
(非幹事代理店)　社会福祉法人　大阪府社会福祉協議会
総務企画部　保険事業グループ
TEL：06-6766-7377

保険に関するご相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」
0120-632-277(無料)
チャットサポートなどの各種サービス
こちらからアクセスできます。
https://www.ms-ins.com/contact/cc/

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人　日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808〔ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)〕

・受付時間[平日9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
・おかけ間違いにご注意ください。
・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)

❽非常勤職員災害補償制度　❾理事長・施設長災害補償制度

団体総合生活補償保険(標準型)にご加入いただくお客さまへ

重要事項のご説明

契約概要のご説明

●ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
●申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
●この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。
詳細については「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載しています。必要に応じて代理店・扱者または引受保険会社へご請求ください。
●契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
●この書面は、ご加入後も保管してください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1.商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合等に保険金をお支払いします。被保険者の範囲は、以下のとおりです。

＊記名式
「❾理事長・施設長災害補償制度」は加入申込票の制度❾被保険者明細書に記載の方をいいます。

＊準記名式
被保険者となり得る方の名簿を備え付けることを条件として、ご加入時に被保険者の記名を省略し、被保険者の人数でご加入いただく方式です。
「❽非常勤職員災害補償制度」には、準記名式契約(一部付保)特約がセットされているため保険契約者と一定の関係にある方全員を被保険者としてご指定いただき、その1日あたりの最高稼働人数を被保険者数とします。
被保険者の範囲:準記名式契約(一部付保)特約に記載された方全員

※準記名式の場合、被保険者数が2名以上であることが必要です。
1名の場合は、代理店・扱者までお問合わせください。

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約	(a)保険契約者 (b)補償対象者である上記の「被保険者の範囲」の方の親族(6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族)

(2)補償内容

保険金をお支払いする場合はパンフレットのとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

■保険金をお支払いする場合(支払事由)
パンフレットをご参照ください。
■保険金のお支払額
パンフレットをご参照ください。
■保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)
パンフレットをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約およびその概要

パンフレットをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4)保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、パンフレットにてご確認ください。

(5)引受条件

ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2.(2)通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)」<ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲外>をご参照ください。
また、お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレット各制度ごとの該当ページおよび加入申込票の各制度ごとの保険金額欄、普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。

・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年令・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

2.保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、パンフレットの各制度ごとの該当ページおよび加入申込票の各制度ごとの保険料欄にてご確認ください。

3.保険料の払込方法について

パンフレットをご参照ください。

4.満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5.解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7.解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

●ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
●申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
●この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
●契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1.クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険の保険期間は1年以下であることから、ご契約のお申込み後にご契約の撤回または解除（クーリングオフ）を行うことはできません。

2.告知義務・通知義務等

（1）告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

■被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】
①被保険者の「職業・職務」
②他の保険契約等(*)に関する情報
（＊）同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
③被保険者数（準記名式契約（一部付保）特約をセットした場合）

（2）通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

■ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】
①職業・職務を変更した場合
②新たに職業に就いた場合
③職業をやめた場合
④被保険者が変更になる場合（記名式の「❾理事長・施設長災害補償制度」の場合）
⑤被保険者数が増員または減員となる場合（準記名式契約特約セットの場合。なお、全体の被保険者数に増減員がない場合でも、職種級別ごとの人数の内訳に増減員が生じる場合を含みます。）

また、上記①または②のいずれかにおいて、下記の＜ご契約の引受範囲外＞に該当した場合は、ご契約を解約していただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

＜ご契約の引受範囲＞
下記以外の職業
＜ご契約の引受範囲外＞
オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士　その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

（3）その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求歴欄にその内容を必ず記入してください。
（＊）「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。
■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 （注）傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。
①この保険契約(*)の被保険者となることについて、同意していなかった場合
②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとしたこと。
・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合
⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。
（＊）保険契約　その被保険者に係る部分に限ります。

3.補償の開始時期

始期日の午後４時に補償を開始します。保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4.保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

（1）保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

（2）重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとしたこと。
②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5.保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6.失効について

ご加入後に被保険者（準記名式契約の場合は被保険者区分（明細）における被保険者全員）が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7.解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退（解約）される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社にお申出ください。

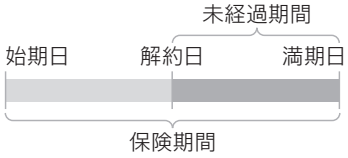

■脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
■始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。

8.保険会社破綻時等の取扱い

パンフレットをご参照ください。

9.個人情報の取扱いについて

パンフレットをご参照ください。

重要事項のご説明

この保険商品に関するお問合わせは

代理店・扱者

（幹事代理店）　株式会社　島本保険事務所

TEL：06-6252-4520

（非幹事代理店）　社会福祉法人　大阪府社会福祉協議会
総務企画部　保険事業グループ

TEL：06-6766-7377

保険に関するご相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277（無料）

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。

https://www.ms-ins.com/contact/cc/

万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

事故は　いち早く

0120-258-189（無料）

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人　日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808〔ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）〕

・受付時間[平日9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
・おかけ間違いにご注意ください。
・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。
お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1．保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。
万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）
保険金額（ご契約金額）
保険期間（保険のご契約期間）
保険料・保険料払込方法

2．加入申込票への記載・記入の漏れ・謝りがないかご確認ください。
以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。
内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。
記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

①皆さまがご確認ください。

・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
＊ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
・加入申込票の「職業・職務」欄（「職種級別」欄を含みます。）は正しくご記入いただいていますか？
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
＊ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

②　以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

◆「複数の方を保険の対象にするタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。
被保険者（補償の対象となる方）の範囲はご希望通りとなっていますか？

3．加入をご希望のすべての方について「加入申込票」のご提出が必要です。

全制度共通

ご注意事項

●この保険は社会福祉法人　大阪府社会福祉協議会が保険契約者となる団体契約です。申込人または被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または申込人がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
●ご加入・ご契約いただけるのは、お申込人・記名被保険者（補償の対象者）が、以下に該当する場合となります。
★大阪府社会福祉協議会の会員施設・事業者
団体総合生活補償保険（標準型）（制度❽、❾）、普通傷害保険（制度❸、❹）の被保険者の範囲についてはパンフレットの各制度のページにてご確認ください。
●ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
●この保険の保険期間は１年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
●引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
●＜経営破綻した場合等の保険契約者の保護について＞
・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。
・普通傷害保険（制度❸、❹）および団体総合生活補償保険（標準型）（制度❽、❾）は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。
保険金、解約返れい金等は80％まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から３か月までに発生した事故による保険金は100％補償されます。
・賠償責任保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、身元信用保険については、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます）である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100％補償されます。
・また、賠償責任保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、身元信用保険については、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記の補償の対象となります。
●記名式契約（制度❾）で次のいずれかに該当する場合、ご加入いただける傷害死亡・後遺障害保険金額は、「同種の危険を補償する他の保険契約等」(*)と通算して、被保険者１名につき1,000万円が上限となりますのでご注意ください。
①始期日時点で被保険者が満15才未満の場合
②保険契約者と被保険者（満15才以上）が異なる場合で、その被保険者の同意（署名）が引受保険会社所定の書面にないとき
●「同種の危険を補償する他の保険契約等」(*)がある場合は、加入申込票の「他の保険契約等」欄に必ずご記入ください。
（＊）「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、被保険者が同一であり、団体総合生活補償保険・普通傷害保険等の身体のケガに対して保険金が支払われる他の保険契約等をいい、積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、団体契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。「同種の危険を補償する他の保険契約等」には、賠償責任保険も含まれます。
●契約取扱者が代理店または引受保険会社の社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または引受保険会社の社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
●（傷害）死亡保険金は、団体総合生活補償保険（標準型）（制度❽、❾）については特に（傷害）死亡保険金受取人を定めなかった場合には被保険者の法定相続人にお支払いします。
普通傷害保険（制度❸、❹）については被保険者の法定相続人にお支払いします。
●（傷害）死亡保険金以外の保険金は、普通保険約款・特約に定めております。
●ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
●お客さまのご加入内容が登録されることがあります。
損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

●この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランス グループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。
①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例
自動車購入・車検の斡旋
上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。
ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。
○契約等の情報交換について
引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。
○再保険について
引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。
引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（https://www.ms-ins.com）をご覧ください。

◆事故が起こった場合のご連絡等

事故が起こった場合は、次の処置を行ったうえで、代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

①損害の発生および拡大の防止	②相手の確認	③目撃者の確認

〈代理店・扱者〉
株式会社 島本保険事務所
TEL：06－6252－4520
〒541-0056 大阪市中央区久太郎町４－１－３
大阪センタービル２階
FAX:06-6245-4686

〈引受保険会社〉
三井住友海上へのご連絡は
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」
事故は　いち早く
0120-258-189（無料）へ

◆保険金請求の手続きについて

① 代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から３０日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
上記へご連絡のうえ、「大阪府社協の保育施設のための社会福祉施設・事業者総合補償制度」への加入をお伝えください。

② 加入者証をお手元にご用意のうえ、下記の事項をご連絡ください。
- 加入状況　加入制度名、施設名（法人名）、連絡先、明細No
- 被害者の状況　氏名、年令、住所、連絡先
- 事故の状況　日時、場所、原因、状況
- ケガの状況　受傷部位、病院名、治療見込
- 手続方法　保険金請求書の送付先、事故担当者氏名

※公的機関に提出する「事故報告書」等をFAXいただいても結構です。

③ 保険金のお支払い対象となる場合、引受保険会社から保険金請求手続についてご案内いたします。

◆保険金のご請求時に必要な書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。（賠償責任保険についてはP.30を、身元信用保険についてはP.35をご参照ください。）

【ご提出いただく書類】
以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの
- 引受保険会社所定の保険金請求書
- 引受保険会社所定の同意書
- 事故原因・損害状況に関する資料
- 被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写）　等）
- 引受保険会社所定の診断書
- 診療状況申告書
- 公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書
- 死亡診断書
- 他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類
- 被保険者であることを確認するための書類（保険契約者備付名簿（写）、被保険者数兼被保険者証明書、被保険者証明書（兼事故報告書）、請負契約書（写）、発注書（写）　等）

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

◆代理請求人について

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

（注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)」
②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族」
③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」
（＊）法律上の配偶者に限ります。

◆保険金のお支払時期

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(＊1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(＊2)を終えて保険金をお支払いします。(＊3)

（＊1）保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
（＊2）保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
（＊3）必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

◆事故発生時の示談交渉について

示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。この保険では、引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」を行うことができませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円滑に解決するようご相談に応じさせていただきます。
なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

ご加入手続について

◆加入（ご継続）手続

補償期間（保険期間）

制度❶❷❻❼❾
2025年１月１日午後４時 から 2026年１月１日午後４時まで １年間
制度❹❺
2025年１月１日午前０時 から 2025年12月31日午後12時まで １年間
制度❸❽
2024年12月31日午後４時 から 2025年12月31日午後４時まで １年間

申込締切日

2024年12月6日（金）までにお申込みください。

- 加入申込票のご提出、および保険料の着金により申込手続が完了します。
  両方の手続が完了しない場合、補償期間は開始されませんのでご注意ください。

保険料の払込み

- 同封の振込依頼書をご使用のうえお振込ください。（振込手数料はご負担願います）
  りそな銀行窓口でお振込の場合、振込手数料は当会にて負担します。
- 所定の用紙を使わない場合は、法人名、施設名を明記のうえ、下記へお振込ください。
- 複数の施設の保険料をまとめてお振り込みされる場合、該当する施設名を別紙に明記しFAXください。

りそな銀行 大手支店　普通 1525912
名義：（福）大阪府社会福祉協議会

加入申込票の作成

- 申込日、保険料振込日を必ずご記入ください。
- 必ず施設長の職印または法人印を押印ください。
- 本紙（１枚目）および代理店用（２枚目）をご郵送ください。加入手続後、「加入者証」の送付までは加入申込票の加入者控（３枚目）を保管してください。

加入申込票の送付

- 所定の用紙に必要事項をご記入いただき、下欄まで送付してください。

社会福祉法人　大阪府社会福祉協議会
総務企画部保険事業グループ
〒542-0065　大阪市中央区中寺1-1-54
TEL　06-6766-7377　　FAX　06-6764-5374

◆中途加入

毎月１日付で随時加入することができます。

- 毎月20日までのお手続完了で翌月１日から補償が開始します。
  例）　１月20日　完了　→　２月１日午前０時開始
  　　１月27日　完了　→　３月１日午前０時開始
- 至急のため上記より前にご加入をご希望の場合は、別途ご希望をお知らせください。
- 補償は加入後翌年の１月１日午後４時（制度❸❽については2025年12月31日午後4時、制度❹❺については2025年12月31日午後12時）までとなります。

※**中途加入の場合、保険料・振込口座が異なりますのでご注意ください。**別途、代理店・扱者からご案内させていただきます。

◆中途脱退

毎月１日付で随時脱退することができます。

- 中途加入と同様、毎月20日までにお申し出ください。
- 脱退後満期までの期間の解約返れい金については、代理店・扱者からご連絡いたします。

◆加入内容の変更

- ご加入内容が変更となる場合には、事前に代理店・扱者または引受保険会社へご通知ください。特に次に掲げる変更についてご通知がない場合、変更後の事故については保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
  ①職業・職務の変更
  ②住所の変更
  ③同種の危険を補償する他の保険契約（積立保険を含む傷害保険、団体総合生活補償保険、所得補償保険、賠償責任保険等）ご契約の場合
  ④法定外補償規定等の変更があった場合（制度❻施設職員労災上乗せ補償ご加入の場合）
  ⑤被保険者の変更（制度❾理事長・施設長災害補償ご加入の場合）
  ⑥被保険者数の変更（制度❽非常勤職員災害補償ご加入の場合）
- 保険期間中に、施設の増設、定員数、事業内容の変更や住所、連絡先の変更があった場合にも、代理店・扱者へご通知ください。必要に応じて変更手続をご案内いたします。

◆加入者証の送付

本制度は社会福祉法人　大阪府社会福祉協議会が保険契約者となる団体契約ですので、保険証券は保険契約者である大阪府社会福祉協議会の手元にあります。各加入者へは、ご加入手続終了後に「加入者証※」をお送りしますので、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
※「加入者証」はお手元に届くまで多少時間がかかりますので、それまでの間、加入申込票の＜加入者控＞と振込票の控を保管してください。

※ご記入例は次のページをご参照ください。

加入申込票ご記入例

【表面】

2025年版　大阪府社会福祉協議会　保育施設のための　社会福祉施設・事業者　総合補償制度 加入申込票（兼契約内容変更依頼票）

申込日	2024年 11月 25日	保険期間	2025年1月1日午後4時から2026年1月1日午後4時（制度④⑤は2025年1月1日午前0時から2025年12月31日午後 制度③⑧は2024年12月31日午後4時から2025年12月31日

申込人（加入者）	施設所在地	（フリガナ）オオサカシチュウオウクキタハマ 〒540-8677 大阪市中央区北浜4-3-1
	※★施設名	（フリガナ）ミツイホイクエン 三井保育園
	★代表者役職・氏名	（フリガナ）エンチョウ　スミトモユウコ 記名してください。（個人の場合はフルネームでご署名ください。） 園長　住友優子

施設長（法人代表者）印を押印してください。

保険契約の重要な事項に関する説明書類を受け取るとともに、申込内容が意向に沿ったものであることを確認し、個人情報の取扱いに同意のうえ加入を申し込みます。また、「ご加入内容確認事項」について確認しました。

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 乃園印長 社保育園

★法人名	（フリガナ）シャカイフクシホウジン オオ 社会福祉法人 大
事業種類	保育園
TEL	06-6233-1536　FA
E-mail	osakafukushi@xxx
併設施設	あり
加入者証の送付先（所在地と異なる場合）	〒

ご加入する制度に○印をして、該当制度にご記入ください。補償内容はパンフレットをご覧ください。

		補償制度名	基礎単位	加入タイプ・単位保険料	保険料算出の基礎	保険料
賠償責任	○	①保育施設賠償責任	総定員数	—	※★（80）名	24,970円
	○	②エレベーター賠償責任	台数	3,970円	※★×（1）台	3,970円
見舞金等	○	③保育施設事故見舞金 ★【加入プラン】（Ⅰ型）（Ⅱ型）		Ⅰ型 1,000円 ×（1）口 Ⅱ型 500円 ×（　）口	年間平均在籍人数 ※★被保険者数 ×（78）名 ×（　）名	78,000円
	○	④「民間保育園の子育て支援事業」参加者傷害	年間延べ参加人数	口数（最大10口） 5円 ×（2）口	年間延べ参加人数 ※★被保険者数 ×（970）名	（1円単位） 9,700円
	○	⑤従業員の不誠実行為	被保証人数	★（Ⅰ型）（Ⅱ型）（Ⅲ型）	※★×（25）名	50,820円
役職員災害補償	○	⑥施設職員労災上乗せ	別表Ⅰ 職員数	⑥のみ加入 2,360円	※★×（　）名	円
	○	⑦使用者賠償責任	別表Ⅰ 職員数	⑦のみ加入 1,220円	※★×（　）名	円
	○	⑥⑦セットの場合	別表Ⅰ・Ⅱ 職員数	⑥⑦セットの場合 2,750円	※★（25）名	68,750円
	○	⑧非常勤職員災害	別表Ⅲ 職員数	標準プラン 6,300円	※★×（5）名	31,500円
				スリムプラン 3,150円	※★×（　）名	円
	○	⑨理事長・施設長災害	別表Ⅳ 人数	Ⅰ型 40,000円	※★×（　）名	円
				Ⅱ型 45,000円	※★×（2）名	90,000円

保険料振込（予定）日	2024年 11月 25日	合計保険料	357,710円

★〈申告内容〉保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度の被保険者数（年間平均在籍人数）として次のとおり申告いたします。

月	確認日	在籍人数	月	確認日	在籍人数	月	確認日	在籍人数	月	確認日	在籍人数
4月	4/1	80名	7月	7/1	78名	10月	10/1	79名	1月	1/1	77名
5月	5/1	80名	8月	8/1	78名	11月	11/1	79名	2月	2/1	78名
6月	6/1	78名	9月	9/1	78名	12月	12/1	77名	3月	3/1	78名
申告対象期間 2023年4月1日より2024年3月31日まで						合計在籍人数		940名	年間平均在籍人数		78名

★〈申告内容〉保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度の被保険者数（年間延べ参加人数）として次のとおり申告いたします。

開催月	回数	参加人数	開催月	回数	参加人数	開催月	回数	参加人数	開催月	回数	参加人数
4月	4回	88名	7月	4回	96名	10月	4回	80名	1月	3回	60名
5月	4回	80名	8月	4回	88名	11月	4回	96名	2月	3回	66名
6月	4回	80名	9月	4回	80名	12月	3回	60名	3月	4回	96名
申告対象期間 2023年4月1日より2024年3月31日まで						年間延べ回数		45回	年間延べ参加人数		970名

ご注意

1. 申込書（付属書類を含みます。）には事実を正確に
違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払い
2. この保険契約には、ご加入後にご連絡いただくべ
また、補償内容等の詳細は普通保険約款・特別約款
3. ★印の項目は大切な項目です。訂正時には申込人
4. 制度⑥⑦において、この保険契約では、事故発生の
5. 制度⑧⑨において、保険契約に関する事項等につ
るほか、事故発生の際に損害保険会社等の間で確

該当する制度にご加入の場合のみご記入

制度⑤　1枚目裏面の告知書に

別表Ⅰ　制度⑥・⑦　施設職員数申

政府労災加入の全従業員数　25

【特別加入者明細】

符号	氏名	フ
1	住友太郎	スミトモ
2		

別表Ⅱ　制度⑥・⑦　総合リスク診

質問	1	2	3	4
回答欄	○		○	○
質問	12	13	14	1
回答欄	○	○	○	○

別表Ⅲ　制度⑧　最高稼働人数

対象者の職務
保育士

別表Ⅳ　制度⑨　被保険者明細

符号	氏名	フリガナ
1	住友太郎	スミトモ タ
2	住友優子	スミトモ ユ
3		

3枚目は加入者控となりますの

労働災害
⑥施設職員労
（労働災害総
⑦使用者賠
（労働災害総

傷害
※★
⑧非常勤職員
（団体総合生活
⑨理事長・施
（団体総合生活

同一建物内に複数施設がありエレベーターを共通して利用する場合は、いずれか1施設でご加入ください。

加入プランに○印をつけてください。

職員数は必ず直近の年度分の「労働保険概算・確定保険料申告書」に記載の人数としてください。

他の保険契約等に該当がある場合はご記入ください。

既にご加入のかたで
印字内容を変更する場合は、
二重線で抹消のうえ記入してください。

振込No.	

後12時 午後4時）	中途加入補償開始日	年　月　日	
サカフクシカイ 大阪福祉会	施設コード	73000	
X	06-6233-15XX	担当者	住友太郎
.or.jp	本メールアドレス宛にお役立ち情報の送付を希望しますか？記入がない場合は「はい」となります。	はい	いいえ
→	別紙明細書にご記入ください。		

メールアドレスをご記入ください。

併設施設がある場合は別紙明細書にご記入ください。

加入者証の送付先が申込施設所在地と異なるときはご記入ください。

ご回答（記入）ください。※印の項目は危険に関する重要な事項であり、ご回答内容が事実と相
いできないことがありますので十分にご確認のうえご回答（記入）ください。
き事項（通知義務等）があり、保険契約の重要な事項に関する説明書類に記載しています。
欲・特約において定めていますのでご確認ください。
（加入者）の訂正印（または訂正署名）をお願いします。
の際に保険契約に関する事項等について、損害保険会社等の間で確認することがあります。
いて、一般社団法人　日本損害保険協会に登録され損害保険会社等の間で共用することがあ
認することがあります。

年間平均在籍人数とは、直近年度の平均在籍人数です。毎月1日時点における在籍人数の平均人数（小数点第一位四捨五入）をご記入ください。

⑤従業員の不誠実行為損害補償にご加入の場合はもれなくご記入ください。

ください。
にご記入ください。

申告書

名　一部のみの除外はできません。	うち特別加入者 含む	1　名

リガナ	性別	生年月日	職務
ミ タロウ	男・女	S50.6.10	理事長
	男・女		

断評価シート ※★　パンフレットP12の質問事項を参照のうえ、"はい"に該当する場合、回答欄に○をつけてください。

4	5	6	7	8	9	10	11
○	○	○	○	○	○		
5	16	17	18	19	20	21	XⅢ
○						○	

数申告書　以下の通りに相違ありません。

	対象者数	★最高稼働人数
	7　名	5　名

細書

	性別	生年月日	職務	加入タイプ	合計
ロウ	男・女	S50.6.10	理事長	Ⅰ Ⅱ	2
ウコ	男・女	S49.12.24	園長	Ⅰ Ⅱ	
	男・女			Ⅰ Ⅱ	名

で、切り取って保管ください。　**1枚目裏面も忘れずにご確認ください**

HASG68-2309

【裏面】

⑤従業員の不誠実行為損害補償にご加入の方

（ご注意）★印の項目は、大切な項目です。訂正する場合は申込人（加入者）または被保険者の訂正印（または訂正署名）をお願いします。

身元信用保険　被保険者告知書

告知書には事実を正確にご記入ください。※印の項目は危険に関する重要な事項であり、告知内容が事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分にご確認のうえご記入ください。また、ご記入内容によってはお引受けをお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

この保険契約の普通保険約款およびセットされる特約の規定に基づき、以下のとおり告知します。

※★ 業種	保育園			
※★ 従業員（申込日時点）	全社員数	25　名	平均勤続年数	5年以下　10年以下　10年超
※★ 金銭等の出納事務について	権限のある部署・役職	・理事長 ・園長 ・総務部長 ・経理課長	金額の範囲	・1,000,000　円まで ・500,000　円まで ・300,000　円まで ・100,000　円まで
※★ 被保証人	被保証人の範囲	全従業員	合計人数	25　名
※★ 金銭・商品有価証券の取扱	被保証人の1人、1日当りの最大取扱金額	100,000　円	被保証人の手元に滞留する期間	1日　5日以内　5日超
※★ 社内検査	（検査要員、検査頻度、検査方法、日常の入出金についてのチェック方法等をご記入下さい） 年に一度、園長が抜き打ち検査を実施。 毎朝、経理課長が管理簿記載の金額・確認者と金庫の現金を照合。　等			
※★ 従業員に身元保証人*を立てることを求めていますか ＊身元保証に関する法律に基づき、従業員が事業者に対して債務を負った場合に、その債務を保証する第三者のことを指します。	☐はい　☑いいえ			
※★ 過去5年間の役員または従業員の不誠実行為（窃盗・強盗・横領・詐欺・背任行為）	☐あり（ありの場合は、ご加入いただけません。） ☑なし			
※★ 過去の保険契約	1. 過去において身元信用保険の引受を拒絶されたことが	☐あり　☑なし		
	2. 過去3ヶ月間に身元信用保険金を受領したことが	☐あり　☑なし		
	3. 身元信用保険の前年度契約が	☐あり　☑なし（ありの場合は、以下ご記入下さい）		
	保険会社			

保険契約に関する個人情報について、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行等のために利用することに同意のうえ、ご記入ください。ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人　日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。詳細については、三井住友海上ホームページ（https://www.ms-ins.com）をご覧ください。

労災上乗せ 総合保険） 償責任 総合保険）	保険契約等がある。（ありの場合は下欄に記入。記入がない場合は「なし」となります。）		あり
	会社名	保険種類	
	満期日　令和　年　月　日	支払限度額	万円
員災害 活補償保険（標準型）） 施設長災害 補償保険（MS&AD型））	同種の危険を補償する他の保険契約等（保険契約者がこの契約の申込人（加入者）と同一で、かつ被保険者がこの契約の被保険者と全員重複する、もしくはこの契約の被保険者の全員が含まれる、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等の身体のケガに対して保険金が支払われる他の保険契約等をいい、積立保険を含みます。）がありますか。「あり」の場合は必ずご記入ください。（ご記入のない場合は「なし」と回答したことになります。）（注）他の保険会社等における契約、生命保険契約、共済契約等を含みます。		あり　なし
	合計：傷害死亡・後遺障害保険金額　万円	傷害入院保険金日額　円	傷害通院保険金日額　円
	保険金請求歴：過去3年以内にケガで保険金（合計して5万円以上）を請求または受領したことがありますか。（注：他の保険会社等への保険金請求を含みます。）	あり	会社名
		回数　回	合計金額　円

お問合わせ先

制度に関するご質問・ご加入のご連絡先

代理店・扱者

株式会社 島本保険事務所（幹事代理店）

TEL：06-6252-4520　FAX：06-6245-4686
（受付時間　月曜から金曜　9:00～17:00　土日・祝日は休業）
〒541-0056　大阪市中央区久太郎町4-1-3
大阪センタービル2階

大阪府社会福祉協議会（非幹事代理店）
総務企画部 保険事業グループ

TEL：06-6766-7377　FAX：06-6764-5374
〒542-0065　大阪市中央区中寺1-1-54

事故発生時のご連絡先

株式会社 島本保険事務所

TEL：06-6252-4520　FAX：06-6245-4686
（受付時間　月曜から金曜　9:00～17:00　土日・祝日は休業）
〒541-0056　大阪市中央区久太郎町4-1-3
大阪センタービル2階

三井住友海上事故受付センター

TEL:0120-258-189（フリーダイヤル）（24時間365日）

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社　関西企業営業第三部公務開発室

TEL：06-6233-1536

A24-200277 / 承認年月：2024年10月